

令和5年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第8日（令和5年3月13日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第5号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」から  
議案第26号「四万十市、宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更  
することについて」までの議案22件を一括議題  
（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 新谷英生君 | 2番 | 形岡弘士君 |
| 3番 | 弘田条君 | 4番 | 武政健三君 |
| 5番 | 山崎誠一君 | 6番 | 吉村政朗君 |
| 7番 | 作田喜秋君 | 8番 | 岡本詠君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係長 | 山本 卓己 君 | 主 幹 | 濱田 紗和 君 |
| 主 幹 | 北村 豊 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                        |         |                         |         |
|------------------------|---------|-------------------------|---------|
| 市長職務代理者<br>副市長         | 磯脇 堂三 君 | 会計管理者兼<br>会計課長          | 井上 美樹 君 |
| 税務課長兼<br>固定資産評価員       | 谷崎 清 君  | 企画財政課長                  | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 | 危機管理課長                  | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                  | 味元 博文 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長    | 宮地 直道 君 |
| 健康推進課長                 | 山下 育 君  | 福祉事務所長                  | 岡田 哲治 君 |
| 市 民 課 長                | 岡田 旭生 君 | まちづくり対策課長               | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長                 | 二宮 眞弓 君 | 国立公園＊<br>ジオパーク推進課長      | 酒井 満 君  |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長   | 和泉 政彦 君 | 水 道 課 長                 | 山本 実 君  |
| じんけん課長                 | 亀谷 幸則 君 | 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 畑山 正王 君 |
| 教 育 長                  | 岡崎 哲也 君 | こども未来課長補佐               | 池 正澄 君  |
| 生涯学習課長                 | 西原 貴樹 君 | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 田村 五鈴 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和5年土佐清水市議会定例会3月会議、第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第5号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」から議案第26号「四万十市、宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」までの議案22件を一括議題といたします。

ただいまから、質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

岡本議員から、一般質問に関連する資料を各議員、執行部に配付したいとの申出がありまし

たので、これを許可します。資料は、皆様のお手元に配付しておりますので、御参照ください。

8番、岡本 詠君

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 皆さん、こんにちは。会派市民のこえの岡本詠です。

今回もこれまで同様、市民生活の向上と市政発展の一助となれますよう、その思いを込めて質問をいたします。

今回も、前回時間切れとなってしまいましたのでその続きとなりますが、本市の個人情報の取扱いについて(永野裕夫議員による個人情報の不正な取扱いに関わって)ということで通告をいたしております。

毎回、なぜか質問に正面から答えてくれませんが、今回は質問の意味をしっかりと理解して、簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは、通告に基づき一般質問をいたします。

この事案については、これまで2回執行部をただしてきましたが、昨年の9月会議の市長答弁では、土佐清水市個人情報保護条例の見解について弁護士を含めた市長の見解と私、岡本の見解が違うわけで、しっかりとあらゆる場を通じて明らかにしていきたい。そして、条例に基づいた運用ということで認識をしているということでした。

そして、前回12月会議の副市長の答弁では、地方自治法第167条を持ち出して、一般職の総務課職員に対して、確認や伺いを立てる行為は要しないものと解される。また、地方公務員法の第4条第2項を持ち出して、特別職は基本的に一般職が規定される地方公務員法の適用は受けずと、そして、逐条地方公務員法の指揮命令関係の解説においても、特別職は法律や自己の学識経験等に従って自らの責任で職務を遂行するとされ、独自性及び独立性が担保されており、永野前議長に事務分掌表を交付した経緯については、問題がないものと判断しているということでした。

それを聞いた私は、その話、本当ですかということで何度も聞き直しましたが、一向に正面から答えてくれませんでしたよね。

ということで、今回はトライアングルと言われる永野前議長、そして泥谷市長、そして磯脇副市長、この3人がやったことが本当に法令に抵触していないのか、このあたりからただしていきたいと思います。

ちょっと順番が前後いたしますが、まず、事務分掌表に関してということで、危機管理課長にお伺いをいたします。

平時において、緊急時の危機管理に対して何を準備しているのか、お願いいたします。

○議長(細川博史君) 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

(危機管理課長 吉永敏之君自席)

○危機管理課長(吉永敏之君) お答えいたします。

地域防災計画等に定めているとおり、あらゆる準備をしていますが、職員に対してはあらかじめ動員配備基準や職員の参集方法などを記した職員初動対応マニュアルを作成し、迅速に初動活動を実施できるように準備しています。

以上です。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 初動マニュアルを作成して迅速に活動できるようにしているということなんですね。

次に、議員が災害発生時に業務として何かやることはありますか。

もしあるとしたら、どこに規定されているのかお願いいたします。

○議長(細川博史君) 危機管理課長。

(危機管理課長 吉永敏之君自席)

○危機管理課長(吉永敏之君) お答えいたします。

議員の業務としては、規定されているものなどはございません。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) ないということなんですね。

9月会議で市長が復興計画に議会が入っていると答弁していましたが、災害発生時には、私の言ったとおり業務としては入っていないということで、ちょっとくどいですが、いいですか、課長。

○議長(細川博史君) 危機管理課長。

(危機管理課長 吉永敏之君自席)

○危機管理課長(吉永敏之君) 業務として定めているものなどはございません。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 業務としてはないということで、業務としてないわけですから、何か名簿を見て職員に連絡を取るといったこともないですね。

じゃあ、次に行きます。

副市長にお伺いをいたします。

個人情報取扱に関してということなんですけど、先日、私は副市長に永野前議長と同じ理由、つまり危機管理上緊急を要する場合に限り利用するので、事務分掌表を交付してほしいと市職員の個人情報が入った事務分掌表を請求しました。するとなぜか副市長は、私に、総務課に請求してくれというふうに言われましたが、永野前議長のときの対応と全く違うんですね。永野前議長のとときには、副市長が独断で総務課に知らせることもなく渡しているのに対し、私には総務課に行けと、総務課を通して上げてくれという、このように永野議員と私への対応が全く違うわけなんですけど、その理由をお願いいたします。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） おはようございます。

お答えします。

先日、岡本議員から請求があった際に、御説明、岡本議員にはいたしました。再度説明いたしますと、事務分掌取扱要綱を昨年10月1日から施行しております。その要綱の所管事務は総務課となっておりますので、市役所での通常業務は所管課を通じて行いますので、その例に当てはめて総務課を通じて行ってくださいと申し上げたところでございます。

その際、岡本議員から、要綱では総務課を通じて申請しなくてはいけない事項はないのではないかという指摘があり、手元に要綱がありませんので、要綱を確認してから再度連絡を行う旨を伝えました。

その後、要綱を確認したところ、申請は総務課を通じなければならない条項がありませんでしたので、その旨を岡本議員に伝え、直接私が岡本議員から申請を受け、私より申請書を総務課へ渡し事務処理を行った経過でございます。

なお、申請につきましては、今回のことがありましたので、土佐清水市事務分掌取扱要綱第8条に「この訓令に定めのない事項で市長が必要と認める事項については、その都度市長が定めるものとする。」との規定により、当該申請の窓口を総務課と定めたところでございます。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） そのとき副市長と私との電話でのやり取りを丁寧に今答弁していただいたわけなんですけど、まずやっぱり思ったのが、一番最初に言われたいきなり要綱定めたから総務課に行ってくれと、何でっていうことになって、要綱そんなこと書いてないでしょということですよ。で、書いてなかったと。書いてないから、自分がちょっと間違っていましたということで、副市長自ら、私が受けますということでしたよね。私、申請書を総務課でもらっ

て、書き込んで持っていきました。副市長が受理したわけなんですけど、その後、次の日ぐらいでしたかね、午後電話がかかってきて、交付できるように構えましたということで、じゃあまた行きますということで電話を切ったんですけど、私行ってないですよ、取りに。それで、さっきばったり会ったときに渡してくれようと思いましたけど、受け取りませんでしたよね。

これ何でか言うたら、個人情報の保護条例に抵触するんですよ、渡すってことが。個人情報。だから、市の判断よ。私が請求したことじゃなくて、それに対して市が交付決定して、交付して、どうぞ渡してくださいって私の前に差し出す、このことが個人情報保護条例に抵触、つまり違反しているんですよ。だから、違反してる行為で交付されたものを私は受け取れませんので。私、一切内容も見えてないですし、職員の個人情報、一切目にもしてないですからね。そのことはここでちょっと言わせてもらいます。交付したその書類、事務分掌表はそちらのほうで、市のほうで処理しておいてください。オーケーですか、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） もう一度すみません。交付は、私が今日、何か岡本議員にばったり今ここで会ったので、この前の電話のときは、岡本議員がおっしゃったように、明る日申請が来て、明る日事務処理をしたので、私が渡せるような状態になりましたので、役所に来るときに私のところに寄っていただけますかということで、分かりましたということでその席は。申請があったことですので、その事務処理に基づいて渡せる状態になったのでそういうふうにしたことですので、申請は危機管理上必要とするという申請でございましたので、そういう事務処理をして渡せるようにしたということながですけど、それをもう要らないということながですかね。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） だから、そういう交付したことが条例に抵触してるから、抵触して交付されたものを私は受け取る気がないので、そっちで処理してくださいと言ったの。もう要りませんからと。オーケーですか、副市長。処理していただけますか。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 申請者が、通常は申請したものは出すというのが市の業務ですけど、それをもう要らないということになりますと、その業務がなかったということになりますので、その事務分掌表についてはこちらで処理します。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

(8 番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 全職員の個人情報がかつた大事な書類ですからね。しっかり処理してください。

次に、永野前議長に個人情報を渡したことにしてお伺いをいたします。

これは、前回12月会議で副市長の答弁したことについて再三確認をしていたところですが、残念ながら正面から答弁されることはなく時間切れとなつてしまい、詳しく確認できませんので、もう一度ここで確認をしたいと思ひます。

永野前議長から、危機管理上緊急を要する場合に限り利用するので、事務分掌表を交付してほしいという請求に対し、土佐清水市個人情報保護条例第9条第2項第3号の「市民の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に準ずるとして、市長が許可して交付しているようですが、永野議員から請求があつた当時、危険な状況は何も起こっていないにもかかわらず、危機管理上緊急を要する場合に限り利用するという条件は、この条項には完全に当てはまりません。

副市長は、条例上適正とする根拠も言わずに、この第3号の規定に準ずるとこの一点張りで正面から答えてくれませんでしたよね。何度も言ひますが、副市長は、この条文の解釈を間違つていると思ひますが、永野議員の請求理由、危機管理上緊急を要する場合に限り利用するからということ、この条項のどの条文に当てはまるのでしょうか。その根拠をお示してください。副市長。

○議長(細川博史君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 再三申し上げているとおひり、条例第9条第2項第3号に規定するものと判断して、交付したものでござひます。

つまり、危機管理上緊急を要する場合に限りとは、個人情報保護条例第9条第2項第3号に規定、「市民の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に用いられることを想定し、交付したものでござひます。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君

(8 番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 条文の条件を想定して交付したということ、なんですけれど、想定して交付していいという条例じゃないんですよ。個人情報保護条例そのものは、個人情報を保護しなさいよと、業務以外に使うなという意味なんですよ、ざっくり言うと。

9条、目的以外の利用のところ、第1項で制限していますよね。第2項が例外規定です。そこちょっと説明しますので。副市長が準ずるとする条例第9条第2項第3号「市民の生命、

健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」、この条文の解釈を一つ一つ確認をしていきたいと思います。今回は、分かりやすいようにこの条文の趣旨と解釈を記載した資料を配付していますので、それをもとに確認いただきたいと思っています。

最初の1ページ目ですけど、土佐清水市の個人情報保護条例を記載しています。その中の、個人情報保護条例の第9条の(3)、3号のところで、太字で下線引いて目立つようにしていますが、これについて、ここの部分が今副市長が言うここに準ずると、で、永野議員に渡したと言っているわけですけど、その解説については、全国の自治体で同じような内容となっています。今回は、地元の高知県と、そして大阪市、神奈川県の解説を掲載いたしました。この中では、4ページ目の神奈川県がより詳しく書いていると思います。神奈川県を参考にすると、条例第9条第2項第3号の趣旨とは、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために利用し、又は提供することが必要な保有個人情報で、その利用又は提供に緊急性があり、かつ、ほかに適当な代替手段がないというような場合に、収集したときの取扱目的に、個人情報ですよ、収集したときの取扱目的にかかわらず、当該利用又は提供を認めようとするものである。これが趣旨ですよ。副市長、確認します。どうですか。趣旨じゃないですか、これは。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） これは、神奈川県保護条例のハンドブックから、神奈川県条例としてこういう趣旨を定めているということではないでしょうか。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） だから、神奈川県もどこも同じこと言っているんですよ。だから、土佐清水市の個人情報保護条例第9条第2項第3号の条文の趣旨、こういうことじゃないですかということ。分かりませんか、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 再度言いますが、これは神奈川県個人情報のことでございますので、今見らせていただきましたけど、神奈川県はこういうふうに定めているということではないでしょうかということですよ。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） じゃあ、本市の条例、第9条第2項第3号、この趣旨言ってください。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 多分これは、神奈川県からガイドブックというか解説書というふう
に捉まえているんですけど、そういうふうに本市の場合は解説書をつくっておりませんので、
具体的に今どうこう言うことは避けたいというふうに思います。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 解説をつくってないから具体的には答弁したくないのか、できないの
か分からないんですけど、内容を理解してないんですか。してますか、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 内容というのは、条例の内容ということですかね。

○8番（岡本 詠君） だから趣旨。

○副市長（磯脇堂三君） 趣旨は、神奈川県はこういうふうに定めていると、本市の場合は解
説書をこさえていませんので、その分については、今答弁は差し控えたいということをし
上げました。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 理解できてないんじゃないですか、9条の第2項第3号の趣旨。理解
できてたら説明できますよね。解釈した資料を自分のところにつくってないからといって、条
例の解釈ぐらい分かるでしょう、普通。趣旨分かんないと条例運用できないんじゃないですか。
おかしいですよ、答弁。

まあ、次行きますね。

解釈、神奈川県を参考にすると、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむ
を得ない必要があると認めて利用し、又は提供するときは火災、地震等の災害による生命、身
体又は財産の損失のおそれのほか、犯罪等の人為的な危険を避けるためには保有個人情報の事
務目的以外の利用・提供を行う以外に適切な手段がなく、時間的余裕がない場合をいいます。

これが大体、本市でいう第9条第2項第3号の条文の解釈ですよ。どう思いますか、副市長。
分かります、これ。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） はい、今見らしていただいているんですけど、神奈川県がこういうふうに定めているということは分かりますけれど、市が永野議員に渡したのは、これに準じて渡したと、今までも答弁しておりますようにそういう判断で渡しておりますので、これは神奈川県がこの条例に基づいた解釈を掲載しているものというふうに思っております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
(8番 岡本 詠君発言席)

○8番（岡本 詠君） 最初に言いましたけど、ちゃんと正面から答えないかんですよ。質問、そんなこと聞いてないじゃないですか。本市の第9条第2項第3号、この条文の意味がこういうことでしょうかって言ったんですよ。これどこも同じですから、日本全国。目的外利用の例外規定、こういう意味ですから。

じゃあ、説明していただけますか。本市の第9条第2項第3号、この条文の解釈どうぞ、お願いします。

○議長（細川博史君） 副市長。
(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長（磯脇堂三君） 先ほど言ったように、解釈をつくっておりませんので、今手元にこういうものですよということは答弁は差し控えたいというふうに思います。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
(8番 岡本 詠君発言席)

○8番（岡本 詠君） 解釈をつくってなくても、自分がこの条文に準じて渡しているわけでしょう。理解してないんですか。理解してないまま渡しているんですか。どうぞ。

○議長（細川博史君） 副市長。
(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長（磯脇堂三君） 何度も申し上げたように、準じて、生命の危機が、第3号の、市民の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるときということ準じて、災害は、前回も言ったと思うんですけど、いつどこで起こるか分からない状況の中で、これを準じて交付したということでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
(8番 岡本 詠君発言席)

○8番（岡本 詠君） これ今、解釈を言ってくれっていう質問なんです。自分が勝手に思ったことを言ってくれっていう意味じゃないんですよ。この条文の解釈を言ってくださいって言ったの。言えないんでしょう。

ここに書いているから説明しますんで。

まず、緊急、緊急かつやむを得ないの緊急ね。とは、災害その他にこれに類する事象による個人の生命、身体又は財産の危難を避けるため若しくは除去するために、保有個人情報を利用又は提供するしか時間的な余裕がないことを言うんですよ。緊急ということはそういうことなんですよ。もうこの個人情報を使って、例えばその命を守る、手段として、この個人情報を使うしか時間的な余裕がないことを言うんですよ。永野議員が請求したときにそういう状況があったのかってことなんですよ。

次に、やむを得ない、緊急かつやむを得ないのやむを得ない。これは、保有個人情報を目的外に利用し、又は提供しなければ事務又は事業の目的が達成できず、ほかに適当な方法がない場合をいい、やむを得ないの判断に当たっては、厳密に解釈することが必要であり、単なる行政上の都合等は含まれない、ということなんですよ。

副市長、そういうことですよ。どうですか。答弁をお願いします。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 何度も言うように、これは神奈川県が保護条例の解釈をこういう文言に対して規定しているということの理解はできます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 神奈川県は置いといて、神奈川県の条文を例に出したけど、緊急かつやむを得ないとはどういう意味ですか。どうぞ。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 緊急的やむを得ないというのは言葉でどういうふうに表現したらいいかわかりませんが、何度も繰り返すように、そういう想定が災害というのはいつどこで起こるか分からない、地震等もいつどこで分からないというふうに解釈して渡しておりますので、緊急的やむを得ないだけを捉まえて言ってるわけではない。そういうことを想定した上で判断して渡したということでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） だからもう、正面から答えてくださいって言っているんですよ。緊急かつやむを得ないという意味を教えてください。どうぞ。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 緊急的やむを得ないというのは、この意味、この理解はできますよ。できますけど、緊急的やむを得ないというのはいろんなシチュエーションがあるというふうには思うんですけど、神奈川県が個人情報ハンドブックに書いている解釈というのは理解できるといことです。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） あのね、神奈川県ちょっと置いて。だから、社会通念上、緊急かつやむを得ないというのはどういう意味ですか。はい、どうぞ。

○議長（細川博史君） 副市長。
（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 緊急は緊急でしょう。どういう意味ですか言うたら、言葉のとおりしかないんですけど、それを解釈するというのは、神奈川県はこういうふう解釈して、ハンドブックをつくっているということを理解していますといことです。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 休憩とってください。休憩。休憩お願いします。

○議長（細川博史君） 休憩。
午前10時30分 休 憩
午前10時39分 再 開

○議長（細川博史君） それでは再開します。
8番、岡本 詠君
（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） そういうこと。だから、緊急かつやむを得ないの解釈、社会通念上の解釈を教えてください。それで、本市の条例第9条第2項第3号に、条文の中に記載されている、緊急かつやむを得ないと認められるとき、この意味をお願いいたします。どうぞ。

○議長（細川博史君） 副市長。
（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 再三になって申し訳ございませんけれど、本市の場合の条例の解釈をつくっておりませんので、ここで答弁は差し控えさせていただきたいと、あわせて緊急的やむを得ない理由については、正面からというか私の回答では、緊急はいろんな場合もありますし、やむを得ない事情もありますので、本市の場合には解釈をつくっておりませんので、その分については差し控えたいというのが私の答弁でございますので、まともに答えているのか、私

の執行部の答弁でございます。それを御理解願いたいと思います。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
(8番 岡本 詠君発言席)

○8番（岡本 詠君） だから、条文の解釈をつくっていないから答弁を控えるというこの根拠、条文の解釈を作成していなかったら答弁できないんですか、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。
(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長（磯脇堂三君） 何度も言いますが、条例、今回の個人情報保護条例は、御存じのように条例主義でございますので、それぞれの自治体でこの条例は、似たような条例やと思いますよ、思いますけど、それぞれの自治体が条例つくって、例えば、神奈川県がこういうハンドブックをつくって文言の解釈をしているということでございますので、本市の場合はそういう解釈文がございませんので、個々の部分についてはこの場で答弁は差し控えたいということをお願いしております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
(8番 岡本 詠君発言席)

○8番（岡本 詠君） 議長、ちゃんと答弁させてください。どうぞ。

だから、条例の解釈をつくってなければ答弁できないという理由を言って言うの。できないんですかということ。

これちゃんと答弁させて。

○議長（細川博史君） 副市長。
(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長（磯脇堂三君） 何度も言いますが、神奈川県はこういうふうに解釈を、解釈文をつくっているわけでございます。で、市の分はつくっていませんので、個々の部分についての説明というのは、この場では差し控えたいということを行っているのです。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
(8番 岡本 詠君発言席)

○8番（岡本 詠君） 議長に確認します。

今、質問に答えてますか。どうぞ。答えてますか。

(「議長に質問できんで」と呼ぶ者あり)

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
(8番 岡本 詠君発言席)

○8番（岡本 詠君） 議長に質問できんで言われたんで、質問したらいかんの。

じゃあ議長は、ちゃんと答えてないから、さっきから言ってるとおりにちゃんと答弁させてください。ちゃんと答弁しろって言葉で言ってください。お願いします。

○議長（細川博史君） 答弁はしてると思ってますので。副市長、答弁はしていると思ってます。

○8番（岡本 詠君） ちゃんと答弁しているかっていうこと。質問に正面から答弁してるかっていうこと。

○議長（細川博史君） もう一度副市長お願いします。
副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 何度も言いますように、この答弁は、私はちゃんと答弁しているというふうに思っておりますので、それ以上はございません。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） あのね、はっきり言って議会軽視ですよ。市民ばかにしていますよ。どう思います、皆さん。

○議長（細川博史君） 皆さんに聞く必要ないです。

○8番（岡本 詠君） うなずいてますよ。

ちゃんと答弁できないんですか。それとも、条文の意味理解してないんでしょう。そう取られてもおかしくないですよ。

時間が、もうあと25分少々しかないから、これ答弁しているかしていないか後で議運でしっかり検証してください。いいですか、議長。議運で検証してください、後で。

○議長（細川博史君） はい、分かりました。

○8番（岡本 詠君） だから、緊急かつやむを得ないっていったら、さっき言ったとおりなんですよ。

時間がない。この個人情報を利用して命を救う手段が、もう時間がないというとき、これなんです。

個人情報を当該業務の目的外に利用できる、利用するには、これだけの条件がそろわないとできないんです。副市長の勝手な判断で、条文の意味も理解してないような勝手な判断で渡しているものじゃないんですよ。相当ハードル高いんですよ、これ。そんだけちゃんと個人情報を守れっていう条例なんです。個人情報を外に出すなっていうことなんです。業務以外に使うなっていうことなんです。これが9条。

今までさんざん聞きましたけど、この条文に準ずるといことなんですか。ここまで言って

もそう言えるんですか、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） すみません、もう一度。準ずるいう。質問の内容を、すみません、もう一度お願いします。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 条例第9条第2項第3号、この条文に準ずると言えるんですか。私、今までさんざん全国の解釈も含めて説明して、副市長すつとぼけてますけど、ここまで言っても。皆さん資料持ってますよ、インターネットで見る人もみんなネットでぐぐったらこれ出ますからね。今、三つの事例、解釈を紹介してますけど、どこの県もどこの自治体も解釈ちゃんとしてるところはつくってますよ。社会通念上そういう解釈なんです。

ここまで説明しても、永野議員に事務分掌表を渡したことは本市の条例第9条第2項第3号に抵触していない、準ずるというか、ちょっと言い方変えれば、抵触していないと言えますか。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 今までも再三答弁したように、この分に準じて判断して渡したということでございますので、抵触する抵触せんというのは、司法の場が判断するべきものだというふうに思いますけれど、永野議員に渡した分については、この3号に準じて渡したということでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 一々よ、司法の場が判断するんですか。自分が読んでちゃんと状況当てはめて判断していくんでしょ。それで、何か訴えられたときに司法で判断するんじゃないですか。おかしいですよ。

じゃあ、市の条例、国の法令でもいいですよ、全部自分で判断できないんですか、副市長。どうぞ。判断できないんですか。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 条例というのは数々ありますので、その都度その条例に対しての読み込みをしないと、私も全て判断できるかということは、これはできないというふうには思いますが。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 自分で判断もできないのに、副市長やったらいかんですよ。条例の判断、善悪、抵触しているか否かも判断できない者が副市長やったらいかんですよ。市長も同じですよ。それを副市長の話聞いて許可するいうて、いかんですよ。

法令の見解を言うと、抵触しています。抵触しています。副市長と泥谷市長が許可して永野議員に渡したその行為は、条例第9条第2項第3号に違反しています。違反。

副市長は、今も言ったけど、災害はいつどこで起こるか分からないとか、前回言った答弁をそのまま読んだぐらいの話なんですけど、これ間違っています。前回、今回もそうですけど、間違った見解を悪びれることもなく、ちょっと待って、間違ってる今私が指摘しているにもかかわらず、間違った見解を悪びれることもなく平気で答弁して、正面から答弁せずに、市民の中には、前回の副市長の答弁聞いて、市が言うんだったら本当だろうと思ってる人少なからずいますよ。議会だより見ても平行線ですからね、私の言い分とあなたの言い分が。どっちが本当か分かんないですよ。だから、私資料を今回出したんですよ。これが本当ですよ。

副市長、自分が悪くないと、法令に抵触してるかどうか自分で判断できませんが、できないが、自分がやったことは法令に準ずると。それもおかしいですね。判断できないのに準ずるって何で言い切れるんですか。おかしいでしょう。市民をそうやってだまして、欺いて、そんな答弁してる責任は非常に重いですよ。

市民に対して何か言うことありますか、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 今回の分については、私が判断して市長の許可を得て渡したということですので、第3号に準じて判断したということでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） まあ、さんざん言ったんで、もうなかなか言葉では認められないのかなと思うんですけど、そこまで言い張るなら、もう違う方法考えますんで。

次に質問行きます。

副市長は、永野前議長に渡した事務分掌表を総務課に知らせることなくどうやって入手したんですか。自分のものを渡したのか、それともコピーしたのか、どうやって入手して永野議員に渡したんですか、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 私に配布してもらった事務分掌表を渡したんです。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) ごめん、ちょっと総務課長に聞きたい。

事務分掌表、個人情報でしょう。自分に配布されたものを他人に渡していいんですか。課長、ちょっと教えてください。

○議長(細川博史君) 総務課長。

(総務課長 窪内研介君自席)

○総務課長(窪内研介君) お答えいたします。

一般的には渡されたものを他人に渡すことはありませんが、副市長は、市長の許可を得て判断して渡したものと認識しております。

以上です。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 一般的にないんですよ、そういうことはね。普通やっぱそうじゃないですか。大事な個人情報を渡されて、自分が誰にも見られないように管理しなければいけない個人情報ですよ。それを、自分のものを永野議員に渡していいんですか。

もう一個言ったら、渡した後どうするんですか、副市長、何かあった場合に。災害起きた場合にどうするんですか。渡しちゃ駄目でしょう。どうぞ。

○議長(細川博史君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 私のものを渡してるわけですので、災害があった場合どうするかということなんですけれど、それは、そのときにまた配布していただく可能性はあると思います。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 総務課長、もう一回聞きます。

副市長が永野議員に渡した後、副市長は持っていません。その後、副市長から請求がありましたか、課長。

○議長(細川博史君) 総務課長。

(総務課長 窪内研介君自席)

○総務課長(窪内研介君) お答えいたします。

副市長からは請求はございませんでした。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 請求してないですね、副市長。総務課は持ってなかったんですか、その間。返してもらったんでしょう。返してもらうまで、4月下旬でしたかね、渡して、そういう事案があって永野議員が返して、その間の数か月事務分掌表持っていなかったんですか。

○議長（細川博史君） 副市長。
（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 私に配布されたものは永野議員に配布しましたので、返還されるまで私の手元には事務分掌表はございませんでした。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） どうみてもおかしいでしょう。まず、渡したらいかんって。これ個人情報、何て言うの、ちょっとまずいんじゃない、それ。条例に照らし合わせても。何ぼ、外部じゃない内部提供や言うても、自分が受け取って管理しなきゃいけないものを、関係ない議員に渡したらいかんでしょう。そう思いますよ。

このあたりもまた違う方向で検証していきたいと思いますので。まあまあ、でも1回聞くわ。自分が受け取った個人情報を違う人に渡していいんですか。あ、でもまた条例引っ張り出して何か言うのかな。自分が受け取った個人情報、事務分掌表を自分以外の者に渡すことは、勝手に渡すことはいいんですか。手続もなしで。どうぞ。

○議長（細川博史君） 副市長。
（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 前回確か答弁させていただいたと思うんですけど、私の権限のもとに判断して、市長の許可を得て渡しました。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君
（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 私の権限のもとに勝手に渡したと言い張ってるわけですけど、最初に説明しましたが、逐条地方公務員法の指揮命令関係の解説、この中で、特別職は、法律や自己の学識経験等に従って自らの責任で職務を遂行すると、こういうことを根拠に自分の権限でやったって言い張ってるわけですよ。自分が言ってるんですよ。法律に従って職務を遂行する。法律に従ってやってるんですよ。どの法律に従ってやってるんですか。どうぞ。

○議長（細川博史君） 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 前回の答弁では、事務分掌表を渡したのは、総務課を通じてせないかんではないですかという質問に対して、私も先ほど、岡本議員が御案内のとおり、私の職務上の権限を申し上げて、そういう理由からお渡ししましたという答弁をさせていただきました。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 議長、ちゃんと命令してくださいよ。

今私が質問してるのは、あなたが今言った答弁ですよ。今言ったでしょ。法律に従って職務を遂行するって言ったじゃないですか。だから私に権限があるんだって言い張ってるわけでしょう。違いますか。だから、法律に従って職務を遂行しなきゃいけないわけですよ。どの法律に従って判断してやったんですか、勝手に。どうぞ。ちゃんと教えてくださいよ。

○議長(細川博史君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) 何度もになりますけど、個人情報保護条例の第9条第2項第3号、それに準じて判断して渡したということです。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) 個人情報保護条例に基づいて、従って、準じて渡したんですよ。個人情報保護条例第9条、目的外利用の制限だから、第1項で制限しています、するなど。第2項で例外規定でやってもいいよということになっているんですけど、その解釈はさっき言ったとおり間違っています。

今の答弁だと、皆さん資料を見てください、1ページの本市の個人情報保護条例の第9条を載せてますよね、第4項、実施機関は、前2項の規定により目的外利用をしたときは、実施機関が定める事項を記録しなければならない。そして、第5項で、実施機関は、第2項第3号若しくは第4号又は第3項の規定により目的外利用をしたときは、公示その他適切な方法によりその旨を周知させなければならない。ただし、審議会の意見を聞いた上で適当と認めたときは、この限りではないと、こういうふうに条例では定めています。これを守って、こういう条例に従って副市長は勝手に判断して渡したということですよね、今の答弁だと。

そしたら、ごめんなさい、総務課長もう一回聞きます。

資料つけてますけど、5ページ目、これが個人情報目的外利用申請書なんですよ。これを使って総務課に申請して、しかも課長の間ですよ、所管同士でやんなきゃいけないんでしょ、これ。こういう申請書を副市長から届いてますか、課長。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

議員がおっしゃるような様式第2号、これは副市長から総務課には提出はされておられません。
以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 副市長、第9条の第4項、第5項、手続取ってないですよ、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） この様式においての手続は取ってありません。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 様式においてじゃなくて、だから条例の第4項と第5項の手続を取ってないですよということ。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 議員おっしゃるように、申請する場合は、第4項第2号の申請書に基づいて取ってはおりません。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 取ってないということなんで、だから条例違反なんですよ。条例に従ってやっていない。そもそも、副市長が何か言っている地方公務員法とか、地方自治法の167条、そういうことも条例を犯してまでできるという法律じゃないんですよ。さっき言いましたけど、法に従って職務を遂行するって言ってたでしょう、自分が。法に従ってますか、今の。第9条の第4項、第5項、やってないでしょう。これ法律に従ってますか、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 御指摘のとおり、この申請に基づいてやっていないということは、やっておりません。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） やっていないことは、どういうこと。条例違反じゃないんですか。条例違反かどうか。じゃないか、違反か。どうぞ。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 何度も言うように、この申請に基づいてしておりません。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 条例に違反しているかどうかを聞いているんですよ。ちゃんと答弁させてください。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 何度も言うように、これに基づいてやってないということでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 何度も言うようにって言葉そっくりそのまま返しますけど、そのことが、副市長がやってること、条例に基づいてやっていないこと、第9条の第4項、第5項に基づいて手続せず、永野議員に個人情報渡したこと、これが条例に抵触していませんか。いるかないか、これを正面からちゃんと答えて。イエスカノーでいいから。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） イエスカノーかと言われても、この申請に基づいてやっていないということは認めておりますので、そういうことでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） あのね、ほんま笑えるわ。まあ、やってないんですよ。条例に基づいてやってないんですよ。違反です。違反。条例違反。分かるでしょう、副市長だったら。みんな分かりますよ。小学生も分かりますよ、こんなもん。条例に定めていることをしていないんですから。条例に定めていることをせずに、していない、条例に抵触、違反していることをしながら、副市長の権限でやったと言い張っているわけよね。おかしいですよ。

ちよっともう時間がないんで、市の対応に関して。

市職員等400人全員の個人情報が第三者に渡っている時点で、該当する全ての職員にそのことを知らせる義務があると思いますけど、152人にしか謝罪文を出していませんよね。多分、これいまだに出していないんじゃないんですか。何も対応していないんじゃないんですか。その理由は何ですか、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 質問が飛んでちょっと整理しないと分からないんですけど、要は、400人の渡った時点で該当する全員に知らせる義務があるかということで、152人しか謝罪文を渡していないというこの質問でございますかね。そういうことですか。

お答えします。

携帯番号の流出によりショート・メッセージ・サービスを受け取った方の中には、携帯番号を他人に教えていない方もおられると思いますので、送信された職員にとってみれば、自身のあずかり知らないところで、自身の個人情報が勝手に利用されたことに不安を感じ、大変不愉快な思いをされたことと思います。

したがって、本来の目的外で使用され、不正利用の対象となった方に対し、経過の説明と謝罪を行ったものでございます。このため、確かに一時的に第三者の手に渡ることとなった対象の職員約400人という御指摘も理解いたしますが、実際問題として不利益を被った送信対象の職員への説明責任と謝罪の責は負うものと考え、対応したものでございます。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） メールを受け取った人は不利益を受け取った人なんですか。おかしいですよ。400名からの個人情報が既に永野議員の選挙事務所で利用されて、400名全ての個人情報は、永野議員の事務所の携帯電話に入ってるんですよ。その時点で400名全て、皆さんそうでしょ、の個人情報、住所と電話番号、名前が第三者に漏えいしてるんですよ。メールを受け取ったから不利益を被った。メールを受け取っていない残りの人は不利益を被ってないんですか、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 今答弁したように、第三者に渡った400名の方が、御指摘のように、実際に一時的であっても永野議員の事務所で第三者が見たということは理解しておりますけれど、実際問題として、152人の方にメール送信されましたので、その方に対して謝罪の

文書を送らせていただきました。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） まあ、何言ってもちょっと意味分かんないんですかね、質問のね。分かんない人には言ってもしょうがないんで。

もう時間もないんで、次行きます。

市の責務に関して。

副市長、この事案についてもう何回も聞いてますけど、今、この1時間弱かけていろんなことと私、いろんな社会通念上の根拠とか解説とかいろいろもとに全部聞いてきましたけど、なかなか条例自体副市長理解されていないようで、なかなか難しいなと思うんですけど、市として責任があるかないかを聞きたいんです。ただ、もう時間ないんで先に言っときますわ。

条例上、適正と言える正当な理由がないのに、選挙前のタイミングで、総務課の知らないところで永野議員と泥谷市長、磯脇副市長の3人だけで秘密裏に話をして、市職員全員の個人情報を永野議員に流していますよね。いろいろと話を聞いていると、永野議員と泥谷市長、磯脇副市長の3人だけでこそそとやっていたことを議会で追及されて、一生懸命正当化する理由を探して答弁したけど、全てが後から考えたものだからつじつまが合わず、正面から答弁できないし、理由づけに無理があるのよ。

前にも言いましたが、県下34市町村の中で、全職員の個人情報を議長に渡しているのは土佐清水市だけです。ほかの33市町村は、渡す必要がないから渡していないんです。このような状況を見ても、市民からは、選挙目的ではないかとか、永野議員と泥谷市長、磯脇副市長の3人の何らかのトライアングルと言われても仕方ないと思います。どうですか、市として責任感じてませんか、副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 以前、泥谷市長も言ったように、結果的には、渡したことによって400名の方の個人情報が第三者に触れるということについては責任を感じています。

泥谷市長も以前言ったと思うんですけど、渡したことによって、不適切な管理を行ったことによって、発生した事案だというふうに思っておりますので、以上でございます。

○議長（細川博史君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

午前11時11分 休 憩

午前11時21分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

吉村議員より、質問の順番を4番と3番を入れ替える旨の申入れがありましたので、それを許可をいたします。

6番、吉村政朗君。

(6番 吉村政朗君発言席)

○6番(吉村政朗君) 6番、吉村でございます。

議長のお許しができましたので、先ほど言いましたように、ちょっと通告の順番を変えらせて質問をさせていただきたいと思います。

それでは、質問に入る前に、本議会は令和4年度最後の議会になります。この議会で退職される課長もおられます。本当に長い間お疲れさまでございました。まだまだ皆さんお若いので、これからも市の発展のためにいろんなステージで御協力をいただきたいと思いますとお願ひしておきたいと思ひます。

それともう1点、去る2月の24日だったと思ひますけれども、今ノ山風力発電に関する知事の準備書に対する意見書が出されております。大変すばらしい意見書になっておりますので、今ノ山風力に対して反対の方、賛成の方、それとあまり興味のない方もおられるかと思ひますが、ぜひ読んでいただきたい。自分のまちの将来に関わることですので、ぜひ目を通していただきたいということをお願ひして、一般質問を始めさせていただきたいと思ひます。

それでは、まず、幡陽小学校の統合問題について、教育委員会のほうにお伺ひいたします。

教育委員会は、清水の保育・教育の在り方検討委員会を立ち上げ、その答申を受けて、統合実施プラン案を策定し、昨年の議員全員協議会にて説明されました。

その後、各園・各学校で説明会を重ねてこられたと思ひます。

現段階での実施プランの概要をお聞ひいたします。

○議長(細川博史君) 執行部の答弁を求めます。

こども未来課長補佐。

(こども未来課長補佐 池 正澄君自席)

○こども未来課長補佐(池 正澄君) お答えいたします。

今回の保育園・小学校統合実施プラン(案)の作成に当たりまして、前段に、清水の保育・教育の在り方検討委員会という組織を令和3年9月に立ち上げております。

その中で、子供たちに求められる能力・資質をつけるためには、どういった規模の園児数や児童数が適正規模であるのか等について審議をしていただきました。

その結果、保育園については、全園児数が10名以上が望ましい。また、小学校については、全児童数が20名以上が望ましい。または、欠学年が2学年以上とならないことが望ましい。

そういった最終報告をいただきました。

この最終報告を受け、教育委員会として園児数や児童数の今後の推移などを踏まえ、具体的な統合スケジュールについて協議した上で統合実施プラン（案）を作成し、令和4年9月に全員協議会の中で議員の皆様には説明させていただいたところであります。

この統合実施プラン（案）の内容としまして、まず、統合の実施時期についてですが、令和5年度統合実施、つまり令和4年度いっぱいまで休園として、令和5年4月から統合した保育園で運営するものとして、下川口保育園を三崎保育園へ統合。これに関しては、既に保護者や地域の合意を得ておりまして、この4月から実施いたします。

それから、令和6年度統合実施としましては、下ノ加江保育園をきらら清水保育園へ統合、足摺岬保育園をきらら清水保育園へ統合、下ノ加江小学校を清水小学校へ統合、幡陽小学校を清水小学校へ統合、下川口小学校を三崎小学校へ統合。

最後に、令和7年度統合実施として、足摺岬小学校を清水小学校へ統合。

これを案として、昨年10月から各保育園、各小学校に出向いて説明会を開催してまいりました。幡陽小学校の統合については、昨年11月3日に説明会を開催し、本年3月2日に保護者との意見交換会を持ち、保護者の皆様には統合の合意を得ているところです。

また、統合に当たって取り組んでいく事項としては、地域において説明会を開催する際には、保護者や地域の方々に十分理解、納得していただけるように取り組むとともに、保護者の方々の考えをできる限り尊重し、統合の形や実施時期について柔軟に対応していくこととしております。

このほかに、保育体制の強化を図っていくことや学童等の時間延長や通園・通学に対する支援強化を図ることなどについて取り組んでいくこととしております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 答弁によりますと、まとめますと、令和5年度に下川口保育園を三崎保育園へ。そして令和6年度に、下ノ加江保育園と足摺岬保育園をきらら清水保育園へ、下ノ加江小学校と幡陽小学校を清水小学校へ、それから下川口小学校を三崎小学校へ統合すると。令和7年度に、足摺岬小学校と清水小学校とそれぞれ統合することを実施プラン（案）として、それに向けて取り組んでいるということであったと思います。

そんな折、先日、幡陽小学校の保護者の方と話をする機会があり、統合問題に対する考えをお聞きしてまいりました。

保護者の皆様方の御意見としては、統合することは児童数の減少を考えると一定仕方ないこ

とだと思っておりますが、子供たちのサポートをよろしくお願ひしたいということをお話されておりました。当然、少人数校から大人数校に通学することになるわけですので、子供なりにストレスがかかってくるということは考えられます。ですので、まずしっかりとしたサポート体制を構築すべきと考えておりますが、担当課の取組を、お考えをお聞かせしたいと思っております。

○議長（細川博史君） こども未来課長補佐。

（こども未来課長補佐 池 正澄君自席）

○こども未来課長補佐（池 正澄君） お答えいたします。

令和6年4月に統合する場合、その手前の1年間は、毎月、月に1回、交流学习を実施したいと考えております。

具体的には、幡陽小学校の子供たちが朝から清水小学校に行って、教科の学習や道徳、それから仲間づくりプログラム、そういったものを実施しながら、小さい学校から来る子供たちが不安なく統合先の学校生活に徐々になじめるようにしたいと考えておりますし、この交流学习が行われる日には、必ず職員会を開催して、その日の子供たちの様子や取組内容等を振り返り、双方の教員全員で情報を共有し、明らかになった問題点や反省点等については、改善に努め、その次の交流学习に生かしていく、そういった取組を進めていきたいと考えております。

なお、この交流学习の計画・調整・実施に係る業務につきましては、今議会で関連予算を計上しております教育の魅力化推進コーディネーターが担当することとして取組を進めていきたいと考えております。

また、学校統合後、児童が新しい学校生活に順応できるよう子供のストレスケア対策などをしっかりと行いながら、児童の精神的不安や教育効果向上にも十分配慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 補佐、ありがとうございます。このことは、統合問題の中でも最重要課題であると認識しておりますので、より丁寧な対応をお願いしておきたいと思っております。

一方で、受入れ側、つまり清水小学校の保護者の方や児童生徒にも認知形成してもらうことも必要になってまいります。これは、3月の2日に保護者と話も、意見交換会もしたということですので、恐らくそういう意見も出たのではないかとと思いますが、改めてどのようなお考えをお聞かせいたします。

○議長（細川博史君） こども未来課長補佐。

（こども未来課長補佐 池 正澄君自席）

○こども未来課長補佐（池 正澄君） お答えいたします。

今のところ、教育委員会から提案しました統合の実施時期で構いませんということで、保護者の方々から返答をいただいているのが、小学校では、下ノ加江小学校と幡陽小学校です。この2校については、3月末に地域の皆様への説明会の開催を予定しております。

ただ、あとの2校については、まだ、保護者の皆様の方で協議をしていただいている状況ですので、全ての小学校の協議結果がそろった段階で、統合を受け入れる側の小学校へ説明に行きたいと考えております。

小さい学校の子供たちや保護者は、不安を抱えながら来るわけですので、受け入れる側は、その点をしっかりと理解した上で温かくウェルカムで受け入れていただけるように、教育委員会としては、受け入れる側の学校、保護者に対し、丁寧に話をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 補佐の答弁によりますと、それぞれの学校のまだ温度差があるので、一応、全部の協議結果が出そろった段階で説明するということだったと思います。これはただ、一定スピード感を持って取り組んでいただくようお願いをいたしておきたいと思います。

そこで、先ほどのサポート体制の構築と重なる部分もあるかとは思いますが、統合によるいじめや不登校対策について、どのように考えられているのかをお聞きいたします。

○議長（細川博史君） こども未来課長補佐。

（こども未来課長補佐 池 正澄君自席）

○こども未来課長補佐（池 正澄君） お答えいたします。

いじめや不登校対策につきましては、現在も取り組んでいるところでありますが、引き続き、学校経営、教育目標に位置づけ、指導の徹底に努めるとともに、関係機関との連携を密にして、まずは未然防止に取り組み、安心・安全な学校環境をつくっていききたいと考えております。

やはり、どうしても不登校になってしまいますと本当に子供がしんどい思いをすることになりますので、学校側の対応に加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また、家庭児童相談員といった方々の力を借りながら、子供の状況をしっかりと捉えた上で適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 今の答弁では、従前から取り組んでいる対策の徹底に努めるというこ

とだったと思います。

実は、私ごとで恐縮なのですが、私は越知の生まれで、越知小学校、越知中学校という経験ですけれども、ちょうど小学校から中学校に上がるときに統合になりまして、各小さい小学校と、越知小学校、大きいところと一緒にって中学校統合しました。そのときに物すごく学校が荒れました。恐らく、統合によることが原因であったのではないかなというふうに今思っております。清水中学校が統合したときも同じような経験をされたのではないかなというふうに推察はしております。当然そのときの経験があるわけですので、万全の体制で臨んでいただきたいということを重ねてお願いをしておきたいと思います。

次に、統合した後、校舎の活用、それと並びにやっぱり地元との交流、それについて担当課の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） こども未来課長補佐。

（こども未来課長補佐 池 正澄君自席）

○こども未来課長補佐（池 正澄君） お答えいたします。

現在、幡陽小学校の校舎は、地震・津波のときの避難所、体育館は、大雨等のときの避難所として指定されておりまして、統合後も、引き続き、それぞれ想定されている災害時の避難所として活用していきたいと考えております。

また、校舎・体育館・運動場の使用については、地区との協議を踏まえて、学校管理上、特に支障のない範囲であれば、統合後も地区の皆様が使用できるようにしたいと考えております。

あと、幡陽小学校に限らず、それぞれの学校が取り組んできたことは、統合後もできる限り継続をして、ふるさと教育として総合学習の中で取り組んでいくことで、地元との交流の機会を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 地元との交流を大切にするということは、どの小学校も同じだというふうに思っておりますが、特に幡陽小学校は以前は相撲大会、それから鼓笛隊ですかね、それとひとり暮らしの高齢者宅を訪問する鉢花配りですかね、等、地元との交流が大変盛んに行われていた小学校であります。今、残念ながら今言うた相撲大会や鼓笛隊は中止されているようですが、何かの形で教育の一環として残していただきたいと願っております。

それでは、ここで教育長にお聞きいたします。

本日の質問は、幡陽小学校の統合問題についてとしておりますが、これからの保育園や小学校の統合実施に向けてのモデルになるというふうに思っております。そのことも踏まえて、教

育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えいたします。

吉村議員おっしゃるとおりで、モデルになるような取組にしていかなければいけないというふうに思っているところです。統合する小学校の保護者の様々なことについての不安というのは本当に多くあります。そのことを十分理解した上で、できるだけ不安なく統合ができるように進めていくというのが大事なんじゃないかなというふうには考えています。

子供たちが交流授業を通して、たくさんの友達ができて楽しかったとか、また一緒に交流授業したいとか、そういうふうに言ってもらえるような事前の丁寧な準備と計画をしていかなければいけないというふうにも考えているところです。

これまでも答弁で申しましたように、保護者の思いというのはとにかく大事にしていきたい、地域の思いもできるだけ大切にしていきたい、でも、まずは保護者の思いをしっかり受け止めて、その思いに応えられるような統合にしていきたいというふうには考えています。よりよい統合になるよう協議を進めながら、丁寧な対応をしたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） この統合、保育園も含めて、今まで教育委員会との意見交換会でも言わしていただきましたけれども、やはり地元から小学校、保育園がなくなると寂れるという意見をよく聞きますが、私はいつも言いますけれども、寂れるのは小学校、保育園の責任ではないわけでありまして。そもそも人口が減ってきているから学校、保育園が統合になるわけですので、そのあたりは、地元もちろん大事であります。大事であります、子供ファースト、保護者ファーストでぜひ取り組んでいただきたい。このことを強くお願いして、この質問は終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、高齢者介護問題について、健康推進課長にお聞きいたします。

昨年の12月会議でも少し触れさせていただきましたが、社会福祉協議会に委託しておりました地域包括支援センターの業務を、この4月から健康推進課が担うことになりました。介護職不足の中で、人員確保、特に包括は3職種必要でありますので、大変心配しておりましたが、その体制は整っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

令和5年4月からの地域包括支援センターの職員につきましては、2月19日に採用試験を行い、社会福祉士2名、経験のある看護師3名、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員1名の3職種を含む計7名が合格いたしました。

7名は全て正職員での採用であり、また、補佐級のセンター長も配属予定ですので、健康推進課の中の地域包括支援センターとして、正職員8名体制でのスタートとなります。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 人員確保は一定できたということで、今、答弁の中で、3職種の中で社会福祉士、それと保健師ですかね、それとケアマネジャーですか、その3職種がいるということで、保健師の今名前がなかったのですが、一応経験のある看護師ということで、そこは準ずるという考え方でよろしいのかなと思って今お聞きしておりました。

しかしながら地域包括支援センター、特に2大業務があります。包括的支援業務と介護保険の給付事業の業務がこれから先、今まで経験がなかったのに円滑に移行できるのか、そのあたりを課長にお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

社会福祉協議会から引継ぎをいただきながらになりますが、新しく職員となる方の中には、現職員など、地域包括支援センターでの勤務経験のある職員が半数ほどおりますので、その方たちの経験も生かし、4月からもこれまでと同様、高齢者の総合相談窓口として、総合相談や権利擁護などの包括的支援事業、また、介護予防支援事業所として要支援の認定を受けた方が適切なサービスにつながるよう介護予防サービス計画を作成するなど、それぞれの事業が円滑に移行できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） この4月から健康推進課が業務を引き継ぐわけでございます。今、答弁にありましたように、経験のある方がおられるということで、そのあたりは一定円滑に移行できるのではないかと今思っております。

ただ、これからはいろんな問題点や課題があると思いますが、どのように捉えられているの

かをお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

現在、地域包括支援センターには毎月100件ほどの相談が寄せられております。相談を受け、訪問すると、認知症や金銭的困窮や管理の必要性、本人や家族の障害等、最初に受けた相談内容以外の様々な課題も見えてきて、何度も継続して訪問対応が必要なケースが多くなっております。

今後、今以上に相談件数が増え、市内の介護人材不足の中で、サービスにつなぐことができないケースが増えてくると、限られた人員の中での対応がますます難しくなってくると考えられます。

必要とするサービスが受けられるよう市内事業所の介護人材確保のための施策も継続して実施しながら、地域包括支援センターのこれまでの状況も踏まえ、ほかの事業所に委託できる事業は一部委託することなども検討しながら、職員の業務負担軽減に努めていきたいと考えております。

また、市の職員として同じ健康推進課となり、より一層連携も取りやすくなると思いますので、業務分担や人材育成なども含め協力・連携して事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 今まで業務委託していた分が直接担うこととなりますので、そのあたりは、考えようによってはすぐに現場の状況が分かるようになりますので、いいことではないかというふうには思っております。

今、課長も言われたように、包括は月に100件ほどの相談があるとのことですが、地域包括支援センターの業務は、もう年々拡大をしております。特に、地域ケア会議の充実や地域密着型サービスが開催する運営推進会議への参加協力や、加えて、予防給付利用者への介護予防支援も担わなければなりません。その他、数多くの業務を抱えておりますので、今、課長答弁にありましたように、介護予防支援などは一部業務委託するということもできますので、状況を見ながら適切に行っていくべきではないかというふうに思っております。

一方、評価機関である地域包括支援センター運営協議会は、より一層の公正性・中立性の担保をすることが重要になってくると思っております。行政機関としての責任を果たしていただくよう、くれぐれもお願いをしておきたいと思っております。

続きまして、介護保険事業計画の策定についてお聞きいたします。

来年度は、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定の年になります。そのタイムスケジュールを教えてくださいと思います。

○議長（細川博史君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

当計画につきましては、令和4年度にアンケート類の調査の実施、令和5年度に現行計画である第8期の評価・点検を行いながら、5月頃より介護サービスの利用見込み及び介護保険料の試算を行い、適時、策定協議会を開催する予定となっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） ということは、今年の秋口ぐらいに大体出てくるのかなというふうな気がいたしておりました。この第9期の介護保険事業計画は、12月議会でも言いましたが、2025年問題もありますので、大変重要な計画になってくるといふふうに理解をしております。

当然、この事業計画を立てるに当たってアンケート調査などを行うわけですが、これは一部コンサルに委託する部分があるのではないかというふうに思っております。ただ、このアンケート調査もろもろに介護現場の声を反映させることが大変重要になってくると思っております。

そこで、策定協議会なるものがありますが、その中のメンバーに社会福祉士やケアマネジャー、それと介護福祉士、例えば民間の社会福祉法人の代表者などを数多く入れるべきではないかと考えております。課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

策定協議会委員は、土佐清水市高齢者福祉計画策定協議会設置要綱の第3条に基づき、医療、行政、事業所代表、被保険者代表、団体等から17名以内の委員をもって組織すると位置づけられております。また委員の任期は3年で、令和5年度が改正の年となっております。

現在の委員は医療機関から2名、各種団体から5名、事業所から2名、被保険者代表3名、行政から5名の合計17名で構成されており、事業所代表委員のうち1名が市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員となっております。

介護保険関係では、当協議会以外にも地域密着型サービス運営委員会も設置されており、

2つの協議会・委員会は構成委員を兼ねてお願いすることとしております。地域密着型サービス運営委員会では保健、福祉分野からも委員を募るようになっており、現構成は各分野から満遍なく委員が集まっておりますし、協議会・運営委員会ともに、意見交換も活発に行われております。

ただ、前回の計画策定の時点よりも人材不足等が深刻な問題となっており、4月からは地域包括支援センターも直営になることから、議員がおっしゃるとおり、現場の声は今まで以上に反映していくことが重要だと考えますので、来年度以降の各区分の委員について、要綱に定められた範囲で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 課長、ぜひその方向で検討していただくようお願いをいたしておきたいと思っております。

それと、続きまして、介護職の処遇改善を介護保険事業として取り組んではどうかということのを再三この場で提案をさせていただきました。昨年の12月会議においても同じような提案をさせていただきました。

その後、どのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

令和4年12月会議にて、インセンティブ交付金を利用して行っている全国の事例のすり合わせ等を、高知県長寿社会課とともに行う予定と答弁いたしました。現在は県下で特に深刻となっているケアマネ不足について、圏域ごとに情報提供・共有を行っているところで、土佐清水市単独での話合い等まで進んでおりません。

高知県は、昨今の介護人材不足に対する支援策や補助事業を展開、拡充して行っており、そちらの制度で該当になる部分については活用し、不足する部分について補うことができる事業がないか、県の協力もいただきながら引き続き情報収集を行いつつ検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） まだ、この介護保険事業に組み込むというのは大変ハードルが高いと

いうことはと思いますが、それぐらい介護職不足深刻になっておりますので、引き続き検討をぜひ重ねていただきたいと思いますとお願しておきます。

それでは、本市の介護保険料についてお聞きしたいと思います。

これも、昨年12月会議でも言いましたが、本市の介護保険料、今4,850円ですかね。県下11市の中でも一番低い金額となっております。その理由は、やっぱり本市が全国に先駆けて行っている介護予防事業の充実にあるというふうに私は認識をしております。が、一方では、近年問題になっている介護職不足によるサービス量の低下があるのではないかというふうに思っております。

第9期の介護保険料の試算はこれから始まるわけですが、担当課としてどのように捉えられているのか、課長にお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

本市では平成27年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、その年より介護給付費が減少しております。市内の介護人材不足により、サービスが潤沢にあるとは言えない状況ではありますが、保険料が県内でも低い理由はそれだけでなく、市民の皆様の介護予防への関心の高さや参加もあつてのことと考えております。

また、第9期の介護保険料についてですが、介護保険料の基準額は土佐清水市の介護サービス総費用のうち、65歳以上の第1号被保険者負担分を、その人数で割って算出しますが、この3年は新型コロナウイルス感染症により介護サービス事業所が事業を休止することが続き、介護給付費が減少しております。

その金額をもってそのまま第9期の保険料額を計算するのではなく、介護給付費準備基金の積立額も勘案しながら、令和6年度からの3年間で安定した運営ができるよう、過不足ない保険料額を算出していくよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 介護保険料は土佐清水市における向こう3年間の介護サービスの量を想定して決定するわけですので、過不足が生じたとしても不思議ではないというふうには思っております。

ただ大事なことは、市民が本当に必要としている介護サービスを提供することができるのかということであると思います。たとえ介護保険料が上がったとしても、本質はそこにあるのでは

ないかというふうに思っております。まずは、充実した介護サービスの提供、そして、これからの方向性を示すことは大変重要になってくるのではないかというふうに思っております。

第9期は、これまでの介護保険計画の中でも一番重要な計画になると認識しております。ぜひそういう認識で第9期は取り組んでいただきたいというふうに考えております。

それでは、介護職の人材確保について、総務課長にお聞きいたします。

本市は、ここ数年介護人材不足に直面をしております。御案内のように、地域包括支援センターが市の直営となりますし、しおさいの職員確保も厳しさを増しております。人材確保の担当課としての現状認識、それから、これからの取組をお聞きいたしたいと思っております。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりここ数年、介護人材不足は非常に顕著であり、深刻な状況にあると認識しています。しおさいの介護員についても人員不足の状態が継続しており、会計年度任用職員については、広報とさしみずにより通年募集を行っておりますが、登録の応募者が少ないのが現状であります。

また、介護人材に限らず、一般事務職の採用試験においても応募が少ないのは同様で、かつての採用試験では100人を超える応募がありましたが、ここ数年は、応募者が3桁に届くことはない少ない状況が続いており、2次試験や場合によっては3次試験を実施して、何とか人材確保を行っている状況であります。

そのため、しおさいの介護員については、今年度新たな試みとして、任期付職員の募集を介護員にも拡大し、資格要件も一定緩和した結果、5名の介護員を来年度から採用する予定となっております。

また、令和5年4月1日から、地域包括支援センターが市の直営となることを受け、人事を担当しております当課としては、本年2月19日に職員採用試験を実施することとし、募集活動を行ってまいりました。採用試験から業務開始まで時間が一月余りでありましたので、これまでの広報とさしみず、市ホームページでの募集に加え、健康推進課の協力により新たな試みとして幡多管内の四万十市、宿毛市、黒潮町、大月町及び三原村合計で1万8,000枚余りの募集広告を1月21日の高知新聞の新聞折り込みで行うなど、人材の確保に努めてまいりました。

その結果、採用予定人員を満たす応募があり、4月から市直営の運営ができる人員を確保することができました。

さらに新聞折り込みに同時掲載しましたしおさいの介護員、これは正職員であります、新

たに応募があり、2名を採用することができました。

人事担当課としましては、今後も所管課等との協議の上、職員募集における効果的な広報を検討の上、必要な人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 今、課長答弁にもありましたが、1月21日の高知新聞の折り込みチラシの効果が大変大きかったのではないかというふうに思っております。現在はネット社会と言われておりますが、改めて情報ツールとしての新聞チラシの威力を実感した出来事でありました。

そこで提案をさせていただきたいと思います。

介護人材の募集を、官民が一体となり合同でやってみてはどうかというふうに思っております。今回のチラシの効果で、幡多圏内にはまだまだ介護人材も存在していることが判明したというふうに思っております。市と民間が合同でチラシをつくって新聞折り込みをしたら、オール土佐清水市で介護に取り組む姿勢をアピールすることもできますし、職場の魅力度、そして何より市としての好感度の向上にもつながるというふうに思います。課長、検討してはいかがでしょうか。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

介護人材の確保は今後も引き続き取り組むべき課題であると認識しており、新聞折り込みチラシの効果については、私どもとしましては予想以上の効果を上げており、人材確保には効果的であると認識しております。

議員御提言の市内の民間事業者との介護人材募集の合同チラシについては、市と民間と合同で行うことの実効性の検討も含め、まずは、実際に業務を担当する所管課との庁内協議を行いたいと考えております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 昨年の12月会議で市長がこのように答弁されております。

新たな事業も含め、これ介護人材不足のことですね、より効果的な方法で実施できるよう、事業所の皆さんとも協力しながら、人材確保につながるあらゆる、できる、考えられる施策の

実施について検討していきたいというふうに答弁をされております。

まさにこのことが当てはまるのではないかと考えております。

課長どうぞ、市の補助事業として取り組むよう提案をさせていただきたいと思いますので、前向きな検討をよろしく願いしておきたいと思います。

それではここで、副市長にお聞きしたいと思います。

副市長、2月の11日に渭南病院ですかね、あちらのほうで開催された介護問題のシンポジウムに市長のピンチヒッターとして参加されたというふうにお聞きをしております。そのことを踏まえ、本市の介護難民の状況をどのように考えられているのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

議員御案内のとおり、2月11日中央公民館で行われたシンポジウムに、急遽市長の代わりで出席いたしました。12月会議で市長も答弁いたしましたが、改めて、介護人材の確保は本市の最重要課題であると強く感じたところでございます。

人材確保については、各介護事業所でも、いろいろと手を尽くしていただいていると感じております。本市は高齢化率が50%を超えており、働き手不足は介護現場に限らず影響が出ている中ではありますが、現在、既にお勤めいただいている方が、今後も離職せず、長く勤めていただけるような職場の環境づくりについては、各事業所にて引き続き努めていただきたいと思います。

本市では、就職して90日以上経過した介護職員等に支給している定着支援金をはじめ、三つの、人材確保に対する事業を行っております。それぞれにある程度の実績はあるものの、介護人材不足解消までには至っておらず、苦慮しているところでありますが、来年度も引き続き、各事業については継続していく予定であり、本年度よりも効果的になるよう少しずつ見直しをしながら進めていくよう、市としてもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、介護人材不足は当市だけの問題ではなく、幡多を含めた他市町村でも同様であり、現在、定期的に担当課と県、幡多圏内の市町村等で検討会を行っていると聞いております。今後とも連携を取りつつ、また、各事業所も巻き込みながら、官民一体となって人材確保につながるよりよい施策の実施について、一緒に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 介護難民、定義としたら介護サービスを受けたくても受けれない、そういう状況にあるということが介護難民というくくりだと思います。当然、原因が家族が近くにおられない、それと先ほど副市長言われたように、やっぱり介護人材が不足していると、そういうところが原因で起こっているわけであります。

1月だったと思いますけど、現場で働いておられるケアマネジャーの方とちょっとお話しする機会がございました。介護人材、ケアマネが少なく大変でしょうという話をしたら、そのケアマネジャーが言われるには、いや、私たちがしんどいんじゃない、実はヘルパーさんがいないと。ケアマネジャーが計画を立てても、前も言いましたけれども、その週に2回必要なところに1回しか行けてないと、そこが大変自分たちは悲しいと。あと、介護プラン立てるわけですよ、ケアマネジャーが。けれど、その週に2回行かんところを1回しか行かんで、心配になって訪ねると、するとすごい状況になっていると。それを、じゃあ自分が勤務時間外に行ってやったりしていますということでした。それぐらい大変厳しい状況であるということ、ぜひ副市長認識していただいて、先ほど来言っております介護人材不足を早急に解決していただきたいということを強くお願いしておきたいと思います。副市長、よろしく願いしたいと思います。

すみません、時間がなくなってまいりましたが、続きまして食育について、再び教育委員会の方に質問させていただきたいと思います。

現在、本市の保育園や認定こども園、小中学校の食育に対する取組を教えていただきたいと思います。

○議長（細川博史君） こども未来課長補佐。

（こども未来課長補佐 池 正澄君自席）

○こども未来課長補佐（池 正澄君） お答えいたします。

保育園、幼稚園におきましては、年度当初に食育計画を作成し、年齢ごとに食育目標を立て、食育の取組を行っております。

主な取組としましては、園で野菜を栽培しておりまして、種まきから始まって、成長の過程を見て収穫を経験することで食への関心を深めたり、絵本や紙芝居を使って子供たちに食への興味を持たせたりしながら、食べる意欲、食べる喜び、命の大切さの学びにつなげられるように取り組んでおります。

また、給食のメニューでも季節を感じる旬の食材を使って給食を作ったり、毎月発行している給食だよりで園での食事や食育などの様子をお知らせして、家庭でも食育に取り組んでもらえるよう工夫をしております。

次に、小中学校における食育の取組としましては、栄養教諭が、月の半分から3分の2程度

の割合の日数で学校を訪問し、給食時間に4月から3月まで月ごとに決められた目標、例えば、よくかんで食べようとか、好き嫌いせずに食べようとか、残さず食べようとか、そういった目標に沿って指導を行っています。

また、献立に使われる食材の産地の情報などについて各学校で校内放送を行っているほか、ありがとう大作戦といって、毎年1月の全国学校給食週間の際には、調理員や食材に関わる全ての方々に感謝を込めて、食べ残しゼロを目指す日を設けていまして、目標を達成した学校・学級には表彰状を授与する、そういった取組も行っておりますし、三崎小学校と下川口小学校の1・2年生については、毎年、給食センターに施設見学に来ておまして、こういった流れで給食が作られて学校に運ばれているのか、一連の作業を動画にしたDVDを鑑賞したり、実際に子供たちが調理道具を手にするなどの体験学習も行っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 保育園や幼稚園は食育計画に沿った取組をして、小中学校は栄養教諭ですかね、の指導のもと食育に取り組んでいるとのことでありました。

補佐も御案内のように、食育は食育基本法の理念に基づき、国が7つの基本的施策を定めております。その中の取組の1つとして、食品の安全性に関する調査研究の推進が定められております。つまり、食育と食品の安全は切っても切れない関係性にあるわけであります。

そのような中、四万十市は全国に先駆けてオーガニック給食、つまり四万十市のふるさと給食を導入しております。

本市も導入してはいかがかと思いますが、担当課のお考えをお聞きします。

○議長（細川博史君） こども未来課長補佐。

（こども未来課長補佐 池 正澄君自席）

○こども未来課長補佐（池 正澄君） お答えいたします。

まず、お米につきましては、本市において学校給食が始まったときから、全てJA高知県三崎支所より仕入れを行っております。このお米は、足摺黒潮米と同じような方法で栽培されているもので、肥料として魚粉や鶏ふんを使用し、農薬については、基準となっている量の50%以下の使用で抑えているようであります。

学校給食では、やはり一定の量を確保する必要がありますし、価格の問題も考えなければなりません。現在、そういった点がクリアできる状況にないと思われまますので、無農薬米の導入については厳しいと考えております。

それから、野菜につきましては、四万十市のほうでは無農薬野菜や減農薬野菜を使用してい

るということで、調理現場の声を伺ったところ、野菜に虫がいたり虫食い等があつて、質が悪くて下処理に時間と手間がかかる。それから、価格が高いということでした。やはり有機野菜の導入につきましても、必要量、種類を確保するという面、また、効率的な調理作業の面から厳しい状況であります。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 今の答弁にもありましたように、学校給食では一定の量を確保することも必要でありますし、当然価格面も考慮しなければならないことは十分理解をしております。それでは、ここで農林水産課長にお聞きいたします。

本市における無農薬米や減農薬米の生産量、できれば過去5年間ぐらいの推移を教えてくださいと思います。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

無農薬米、農薬を使用せず栽培したお米は、JAに確認したところ、生産はないとお伺いしております。

次に減農薬米は、農薬の使用量を減らして栽培したお米ですが、何をどの割合で減らしたかが不明確なため、今回は、農林水産省のガイドラインに沿った節減対象農薬の使用回数50%以下、化学肥料の窒素成分量50%以下で栽培された米、本市ではあしずり黒潮米などがこれに当たります。この農水省のガイドラインに沿って生産された米の過去5年間の実績で答弁させていただきます。

5年前の2018年度、平成30年度は概数で約59トン。2019年度、令和元年度は42トン。2020年度、令和2年度は49トン。2021年度、令和3年度は61トン。昨年の2022年度、令和4年度は43トンとなっており、年によって前後しますが、市内で生産されたお米の約9%が農林水産省のガイドラインに沿って作られた減農薬米となっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 課長答弁では、本市では無農薬米は生産していないということで大変残念に思っております。でも一方、減農薬米は年間に40から60トンぐらいですか、生産量

があるということで、恐らくこの減農薬米を学校給食は取り入れているのではないかとこのように思っております。

そこで、すみません、時間がなくなりましたが、私は、去る1月27日に西土佐で開催されました有機農業のセミナーに参加をしてまいりました。その中で、農林水産省の農産局農業環境対策課による、有機農業への転換に向けてという、有機転換推進事業についての説明を受けてまいりました。課長も御案内のように、国は今有機農業へ大きくかじを切り始めております。本市も積極的に取り組むべきと思いますが、担当課長のお考えを聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

国は、SDGsや環境を重視する動きが加速する中、2021年、令和3年5月に、国内の農林水産業の生産力強化や持続可能性の向上を目指した方針、みどりの食料システム戦略を策定、高知県も、県と県内34市町村が共同で、この戦略を進めるための基本計画を今年2月に策定しております。

この戦略では、2050年度、令和32年度までに、1つ目として、化学農薬の使用量を50%低減、2つ目として、化学肥料の使用量を30%低減、そして3つ目として、有機農業の取組面積を100万ヘクタールに拡大などを目標にしております。

御質問の有機農業の取組は、本市では、国の方針であるみどりの食料システム戦略関連の交付金や補助金を活用して、レンゲソウによるカバークロップ、カバークロップとは、稲作で化学肥料を抑えて、レンゲソウなどの新鮮な緑色植物を肥料として利用するものです。この取組や農薬使用低減の取組として、施設園芸で、農薬を使わずダニなどの自然界の生物を使って害虫駆除を行うなど化学肥料や化学農薬の低減に取り組んできたところです。

有機農業の支援については、現在は特別なことは行っていないですが、国の有機農業に向けた方針や、また移住者や若手農業の中には有機農業を希望する方もおりますので、有機農業関連の各種交付金や補助事業の周知に努め、要望があれば随時対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 時間がない中で随分慌てたことを聞きまして、大変失礼いたしました。もう時間もなくなりましたが、実は、この後再度こども未来課のほうに無農薬、オーガニック給食の質問をする予定でしたが、今日は非常に各課長、丁寧な御答弁をいただきまして、少し持ち時間がなくなりました。これまた、こども未来課のほうには再度、6月会議で取

り上げさせていただきたいと思います。

それとしおさい園長、それと副市長、すばらしい答弁を多分御準備いただいていたと思いますが、このような時間切れになりまして、大変申し訳なく思っております。また、6月議会のほうで取り上げさせていただきたいと思います。

そのことをおわびいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（細川博史君） この際、午食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時22分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

前田議員より、通告書の順番の2番と3番を入れ替えたいという旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。今後は気をつけてください。

それでは、10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 会派市民のこえの前田晃です。

早速ですが、通告に従いまして、3点の質問をいたします。今回は、これまでに行った質問のその後の経過や対応等についてもお伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

先ほど議長からお話がありましたけれども、2の会計年度任用職員、そして3の風力発電については入れ替えて質問させていただきますので、どうぞ御了解いただきたいと思います。

では、まず1つ目ですけれども、昨年6月の会議で取り上げました学童保育についての質問であります。

昨年4月に支援員不足を理由に3名の障害児が学童保育の入所を断られた、退所になった問題で、教育長から「責任を感じている。加配支援員の増員をすぐに行いたい。」との答弁をいただき大変心強く思ったことであります。

生涯学習課長にお尋ねをします。

この6月会議以降のその後の経過と、そして来年度の障害児入所の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 西原貴樹君自席）

○生涯学習課長（西原貴樹君） お答えします。

6月会議にて申し上げましたとおり、議員御指摘の特別支援を要する児童3名ですが、令和4年度、加配を必要とする新1年生が新たに2名入所してくる予定があったことや、令和3年12月に学童保育所運営委員会を開き支援員の募集をかけましたが、現状応募がありませんでした。

適切な施設運営をしていくためには、施設・規模・収容人数・支援員の数・人員配置等の問題を考慮して、その安全面や支援が行き届くようにしていくことが不可欠です。支援員の数が不足している現状から、やむを得ない措置として、低学年の児童を優先し、高学年の児童から適宜退所していただくことになりました。御理解いただきたいと思います。

その後の3名の方々の経過につきましては、4年生の児童につきましては、現在、応急的ではありますが週3日間学童に通所しております。残りの5年生・6年生の2名につきましては、高学年であることや募集しても支援員が集まらない現状などから、現在も退所のままの状況が続いております。

また、来年度の見通しにつきましては、2月26日に行われた学童保育所運営委員会の説明によりますと、来年度の入所予定者は53名で特別支援を要する児童8名、うち加配が必要な児童は4名となっております。

特別支援を要する児童の内訳についてですが、新年度の学年で申し上げますと、2年生3名、そのうち2名が加配。3年生2名、そのうち1名が加配。4年生1名、5年生2名、そのうち1名が加配となっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。以前の経過もお話をさせていただきました。適切な施設運営するためにはやむを得ない措置だったというお話ですよ、退所がね。

それで現在では、4年生の子供さんは週3回通所ということで、あと2名、5・6年生ですね、まだ退所のままということになっているようです。来年の状況もちょっとお話をさせていただきました。

障害児の入所を断る理由となっております支援不足についてですけれども、なかなか募集をかけても応募がなくて確保が難しいというお話でした。ちょっと私も退職教員、それから元介護士など数人の方に事情も説明しお願いもしましたけれども、体力や、また年齢、それから意欲など様々な理由でいい返事をもらうことはできませんでした。了解をしてもらうには、やはりそういった断る理由を吹っ切るような、それこそ異次元の処遇改善が必要ではないかと思

ます。異次元も使い過ぎてあんまりありがたみがなくなっていますけれども、それぐらいの処遇改善をしなければ、なかなか難しいかなというふうに思います。

本年度、来年度、2年連続で賃金改善を行っているというお話も聞きました。この生涯学習課の取組は高く評価するところですが、さらなる処遇改善のための補助金増額をぜひ行っていただくことをお願いしておきたいと思います。

ただ、この問題で私が6月の質問以降ずっと心に引っかかったままですっきりしないことがあるんです。それは、支援員不足で入所児童を制限せざるを得ないとしても、なぜ障害児の入所を断ることになるのか、そのことです。最も支援を必要としている障害児の入所を断ることが、果たして学童保育としての適切な対応なのか、この点が私はまだすっきりしないままになっています。

教育長にお尋ねをします。

学童保育を運営する父母の会は、先ほど説明ありましたけれども、支援員が足りない中では人手が必要な障害児の受入れは全体に影響を及ぼすという、私は判断があったのではないかと、いうふうに思うんですけれども、しかし教育長が一番御存じやと思います。学校現場では、障害のある子供への特別な支援というのは当然のこととしまして、手厚い人員配置がなされており、障害児の教育保障を後回しにするということはありません。

学童保育では、子供の教育支援とともに保護者への就労支援という二つの目的があり、また、支援員の配置基準は自治体の裁量、参酌と言いますけれども、これに委ねられておきまして、学校現場との制度上の違いがあるわけです。けれども、しかしそれでも障害児の教育支援を重視するという点については、学童保育も学校現場も何ら変わることはないということではないかと思っています。

私はこの点で、学童保育も、そして行政のその点についての認識が、私は問われているんじゃないかというふうに思います。支援員不足を理由に障害児の入所を断ることについての教育長のお考え、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） 前田議員のおっしゃるとおりで、6月議会のときにも、入所できなかった理由と経緯についてはお答えさせていただきましたけど、子供のことを第一に考えた支援をしていかなければいけなかったなというのは、私自身も強く大変責任を感じているところであります。特別な支援が必要な児童ですので、そのことをやっぱり、しっかり私自身が捉えて支援をしていく。学童の運営側にもそのことを伝えながらやってもらうということが必要だったんだというふうには考えているところです。ただ、6月も言いましたけど、運営側の思い

とか考えとかというのを私自身が受け入れ過ぎた部分がありましたので、そういうことにはならなかったというふうには思っております。

現在も、8名がそのまま来年度引き続きということになるんですけど、それ以外にも個別の支援が必要な児童がおりまして、支援員は現在も必要な状況なんです。これまでも継続して支援員の募集を行ってきましたので、今年度は若い男性の支援員がパートで来てくれるようになっているのが今の状況です。ただ、そのパートの支援員をすぐに加配支援員としてということにはならない。研修を受けてやってもらわなければいけませんので、そういうような研修も受けてもらうというふうな状況になるというふうな話は聞いているところなんです。

現状で、来年度53名というふうになって、今年度より7名増えるんです。7名増えたときに、今の施設の状況で言うときぎりぎり、規定の人数で言うときぎりぎりの広さになるんですね。施設自体も狭く感じるような人員になっているというのが現状です。ただ、それにしても特別な支援の必要な児童を入れてあげたいという思いはありますので、引き続き、また支援員は募集しながら、対応できるように努力はしたいというふうには思っています。先生も支援員の募集に御協力いただいたようですけども、私も同じようにしていきたいというふうには思っているところです。

今後についても、特別支援が必要な児童の置かれている状況や御家族の抱えている悩み、そういうのも少しでも楽になるような相談にも応じて、必要だったら福祉的なサービスにつなげられるような協議を関連部署としながら進めていきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。私、教育長の答弁聞いていまして、私のお話ししていること伝わっているなと思って、大変本当に心強く思います。ぜひ教育長、その方向で頑張ってくださいと思うんですけども、なかなか支援員不足で入所を断るということは、私、あり得ると思うんですよ、その部分はね。私が気になっているのは、だとしてもなぜ障害児から入所を断るのかと。上級生からというのは分かりますよ。けど、その要件の中になぜ障害児が入るか、ここがちょっと私、腑に落ちないんですよ。

それで再度質問させていただいているんですが、私は、学童保育が保護者の組織しています父母の会の協議に基づいて運営をされているということですので、議会も何なり、外部から、委員会も一緒やと思いますけれども、干渉すべきでないことは私は百も承知をしているつもりですけども、しかし、来年度も本年度と同じように支援員不足のまま、じゃあ障害児の入所を見送るということになるとこれが当たり前になりますので、それは私黙って見過ごすわけに

はいかないんです。私の気持ちとしてちょっと納得できません。

先ほどお話しありましたけど、退所をしたままの2名の障害児のうち1名は中学生になりますので、ですから学童保育から卒業しますが、もう1人は来年度も学童保育の対象になります。しかし、入所の希望は今のところ出てないというお話でしたね。入所希望がなくても、この問題というのは決して解決しているんじゃないんですよね。繰り返しますけれども、放課後に最も支援を必要としているのは障害児とその世帯なんですよ。特別な支援を必要とする世帯にこそ行政は優先して支援策を講ずるべきではないかというふうに思います。

6月の会議でも触れましたけれども、市長が掲げる政策の「子どもは宝」というのは、子供は社会の宝、それから清水の宝という意味であって、子育てを保護者の責任にせず市全体で取り組むというふうに宣言をしたものだと思います。学童保育でいえば、放課後の子育ては保護者や父母の会任せにせず、市が責任を持って取り組むということになると思います。支援の必要な障害児とその世帯を、市のイニシアチブでしっかりと支えていただきたい、そう思います。

この問題の最後に、副市長にお尋ねします。

市長の肝煎りで成立をしました、土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例や行動計画2021が掲げています人権が尊重される社会から見ても、本市の学童保育が障害児だけを退所させることになっているこの現状を、このまま放置しておくことは許されないのではないかと私は思います。障害を理由に学童保育の公的サービスが受けられないということであれば、これは人権問題とも言えます。障害児だけを退所させている学童保育の現状について、人権の視点から副市長の認識と、市としての今後の対応、対策についてお伺いをしたいと思います。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針解説書では、障害がある子供については、「地域社会で生活する子どもの1人として、他の子どもと共に成長できるよう学童を利用する機会を保障し、地域社会の中で孤立したり排除されたりしないよう擁護し、社会の構成員として包み支え合う社会を目指し、そのためには、学童保育を利用する機会の確保に向けた配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れに努めることが望まれる」こととなっております。

特別支援を要する児童を受入れできなかった本市の現状につきましては、教育委員会より報告を受けて把握しております。

先ほどの教育長の答弁にもありましたように、支援員の増員については、教育委員会としても人材確保に向け努力はしているが応募がないのが現状と聞いております。

引き続き支援員募集を継続し、希望した児童ができる限り学童保育を受けることができるよ

う、市長部局としても財政面のバックアップを図っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今後の対応についてはよく分かりましたが、副市長は、この問題が人権の視点から見たときにどういう認識かと、どういうふうに認識されているか、その点をちょっとお尋ねしたいんですが。どうお考えですか、そこ。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 今回のことについては、教育委員会にも報告を受けておりました、受入れをしたいというのは教育委員会もやむを得ずと聞いております。この至った経過についても報告は受けておるんですけど、現状といいますか事情がございますので、市長部局としては、今、議員さんが言われたように処遇の改善等もやっておりますし、それによって支援員が増員できるということに、可能なことがあれば市長部局としても対応していきたいというふうに思っておりますので、できる限り希望する障害があるなしにかかわらず受入れをしていけるよう行政としても一緒に考えていきたいというふうに思っています。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） これに時間があんまり取ってもいけません、副市長、人権問題というふうには捉えています。それとも、そういうことでもないよと、この問題は。そのあたりはいかがですか。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 障害の今言われるように、あるなしで要は受入れを拒否するとかいようなことはあってはならないというふうには認識しておりますので、今回のことには、事情もあるということを知っておりますので、そういう面でのみの受入れということではないとは認識しておりますけれど、障害があるのみで受入れを拒否するといようなことはあってはならないというふうには思っています。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） よく分かりました。いろんな状況があるので、一概にどうのこうのということは私も言えないというふうに思っていますけれどもね。ただ、見ようによっては、

入所を断る理由に、上級生からやったら分かりますよ。それを障害児を入れていること自体がいかげなものかと、その部分ですよね。ここはちょっと私非常に疑問をもっているところなんです。

人権の視点から言いますと、市がやっぱり率先をして、意識の問題ばかりにこだわるんじゃないくて、障害児・障害者の人権を保障する環境をつくる、これが大事だと思います。だから、子供の実態に合わせた学童保育の提供が、先ほど副市長も言いましたけれども、それが行政の役割やと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

支援が必要な障害児とその世帯が大事にされる学童保育を、何度もさっきも繰り返し言いますが、市のイニシアチブで進めていただくと。保護者や学童、父母の会に任せずに、そのことを重ねてお願いをしておきたいと思います。

最後に、これも繰り返しになりますけれども、一言付け加えさせてくださいと思います。退所を余儀なくされた障害児の保護者から来年度の入所希望がないのは、先ほども言いましたけれども、決して問題が解決したからではありません。保護者が諦めたからなんです。市を頼っても応えてくれない、市は当てにならないと見限ったんだと私は思っています。行政の責任がこれで果たしているというふうに言えるのでしょうか。子供は宝だと胸を張って言えますか。

私は、この障害児を受け入れてない現状が大変残念でなりません。学童保育の先進の自治体と言われている土佐清水市がこれでは私は駄目だと思います。この問題は解決していないということを実行部の皆さんしっかりと受け止めて、本気で取り組んでいただきたい。そのことをお願いをしまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目は順番を入れ替えまして、今ノ山の風力発電施設についての質問です。

今ノ山の問題に関わる環境影響評価の手続きですけれども、今ノ山風力合同会社が準備書の段階に入っておりまして、この1月10日に建設計画の環境への影響を審査します2回目の県の環境影響評価技術審査会というのが開かれています。先の12月会議では、この審査会で資料として使われる本市の意見書を濱田知事に提出したとの報告がありました。私は提出された意見書を読ませていただきましたけれども、これですけれども、方法書の意見書というのは僅か数行だった、分量が。今回はA4で5ページに増えまして、内容も自然環境や生活環境へ及ぼす影響が整理をされ、専門家の意見や市民の声を反映をしたものになっているように私は思いました。

まず、市民課長にこの意見書の概要と、それから作成に当たって特に留意した点ありましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（細川博史君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） 御答弁いたします。

県知事への市長意見書の提出につきましては、環境影響評価法第20条第2項の規定に基づいて環境の保全の見地から市長意見を求められ、令和4年11月28日付で回答をしております。

意見書の概要につきましては、環境影響評価準備書の内容、住民説明会での意見、準備書縦覧期間中に意見箱等に投函された意見及び意見に対する事業者の見解、県が開催しました公聴会での公述人の意見等を最大限反映したものになっておると認識をしておるところでございます。加えて、方法書に対する市長意見の提出以降、土佐清水市議会議長宛てに市内在住者から、条例に基づき風力発電計画が本市にとってふさわしいものであるかを審議し、市民の声を集約できる行政と地域住民が参画する審議会の設置を求める陳情書が提出されたことや、設置の計画中止を求める要望書が署名を添え市長宛てに提出され、同時に市条例に基づき建設の賛否を問う住民投票の実施を求める要望書が、市長並びに市議会議長宛てに提出されるなど、建設反対や不安、懸念の声が上がっている状況にあり、現段階において住民等からの理解が得られている状況ではないことも意見しており、事業者にとっては大変厳しい意見書の内容になっておると認識をしておるところでございます。

意見書は全体的事項から始まりまして、次に個別事項に続き、この個別事項では、騒音及び超低周波音、水環境、動物・植物及び生態系、災害・事故等、景観、その他から形成されておりました。環境影響の回避・低減を優先的に検討し、最終となる環境影響評価書に反映させ、住民等の皆様の不安や懸念を払拭し、適切に対応するよう環境の保全の見地から意見をしております。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 中身の概要の説明をいただきました。この意見書ですけれども、今説明ありましたように、私が読んでみましたら前書きが1ページで、そこに、まだ住民の理解が得られていない本市の状況、それから事業者の説明責任の必要性に触れられています。次の全体事項、これ総論部分ですね、これも1ページに書かれていますが、最新の知見の導入、住民への情報提供、それから事業計画の見直しの必要性などが指摘をされ、そして最後の個別事項です。これ各論部分ですけれども、先ほど課長のほうからもありました騒音、低周波音、水環境、動植物の生態系、災害・事故、景観に関わる住民の不安や懸念に対して事業者が責任ある対応をとるよう求めている。事業者に対しては厳しい内容になっているというふうに課長言われましたけれども、私も読みましてそんな印象をもちました。

中でも西南豪雨を経験した本市では、住民に共通する思いとしまして、建設工事に伴う土砂災害への不安があることを、この意見書は特に強調しているかなというふうに感じました。

副市長にお尋ねをします。

私、これまで何度か事業者の説明会に参加をしました。議会も二度ほど説明を受けましたけれども、そのたびに、西南豪雨級の集中豪雨に対応できるのか、土砂災害が起こったときの責任はどうなるのかという質問をしましたが、返ってくる回答はいつも、危険な工事を国は許可はしないということでした。住民説明会のQ & Aでも、この住民の土砂災害の不安に対してこう書いています。土砂災害を誘発する可能性のある工事は許可が下りず、工事を実施することはできないと考えておりますというふうに回答しているんですよ。この回答は言い換えると、災害が起きたときの責任は、許可した国にあって事業者にはないよと言っていることになるんですよ。これでは住民の不安への答えにもなっていませんし、納得も得られないだろうと思います。

この事業者の回答を副市長はどのように受け止められるのか、ちょっと御所見をお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

改めて事業者を確認したところ、以下の回答がございました。

国有林野の使用など、林地開発に関する許認可を取得するに当たり、排水等の各工事計画を策定する際には、流域流量計算を実施する必要があるとのことで、当該計算に用いる降雨量は西南豪雨災害を含む、過去の気象データを踏まえ設定されたものと理解しているとのことであります。事業者としては、これらを含む関連法令を遵守し、適切な工事計画策定と工事の推進を行うとの確認をいたしました。

西南豪雨のような降雨が実際に発生した場合は、風力発電所の存在有無にかかわらず、何らかの被害が発生するリスクがあるものと認識しており、風力発電所の工事、運営に当たり、万が一、風力発電事業に起因する被害が発生した場合には、事業者責任において迅速に対応すると確認をいたしました。

本市といたしましても、これまでの事業者の説明を踏まえ、関連法令に基づき適切な工事計画の策定及び工事を実施し、風力発電事業に起因する被害が生じた場合には、事業者の責任において迅速かつ適切に対応されるものと認識しております。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君発言席)

○10番(前田 晃君) 建設するところが国有林ですので、いろんな制限があるという話をされていますよね。法令に基づいて対応せないかん、工事もせないかんということです。私もそれ読ませてもらいました。県の審査会の中で、回答で入っていますよね。工事に起因する災害、事故であれば責任をとってやりますよということなんですよ。それも一つの約束には違いないですけれども、果たしてその災害が工事に起因するものかどうか証明はどうするのという話にもなりますので、一定そういう回答を得ているということですから、その点は評価はしたいというふうに思っています。

それで、ただ、これまでの回答を聞いていまして、ここに風力発電を進める事業者の本音と、いかんが本質が透けて見えているかなというような気が私はしていました。合同会社というのは、地球環境問題に資するための今ノ山の風力発電施設だと説明をしていますよね。けれども、建設がじゃあどうしても必要だと言うなら、利益を度外視してでも、それこそ万全の災害対策をして住民の不安を払拭し、そして全ての責任を負うと、工事に起因するという条件付ですけれども、そういう覚悟を示す必要が私はあると思います。事業者が、福島原発事故の東京電力の幹部と同じように、もうけさせてもらうけど、想定外の災言や事故の責任はとらないよということであるなら、私は即刻撤退をしていただきたいと思います。豊かな土佐清水市の自然の中で暮らす住民のささやかな幸せの上に、株主の利益、企業のもうけを置かないでもらいたいと私は思います。

ところでこの市の意見書ですけれども、読んでみますと「事業実施に起因する災害、事故等が発生した場合は、事業者の責任において迅速な対応、復旧を行うこと」という文言があるんですよ。多分これが今の答えにもなると思うんですけども、こういう事業者の責任をまず明確にしています。それから「環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業を中断するなど見直しを行うこと。それが困難な場合は、事業の中止を含めた検討を求める」というふうに書いています。

副市長にお尋ねをします。

この意見書が示す市の立場というのは、事業者が災害や事故の責任を負うことを了承しない限り建設を認めないとは言えませんけれども、よしとしない、また環境への影響を回避・低減できなければ、中止も含めた計画の見直しを求めるという市の立場になると思うんですけども、そういう理解でよろしいですか。

○議長(細川博史君) 副市長。

(副市長 磯脇堂三君自席)

○副市長(磯脇堂三君) お答えします。

今回の準備書に係る市長意見書につきましては、先に市民課長が答弁のとおり、住民等の皆様の意見を最大限反映するよう努めており、事業者にとっては厳しい意見書となっているものと推察しております。

災害・事故等に関する意見としましては、事業計画区域は崩壊土砂流出危険地が広範囲で指定されるなど、大量の降雨の際は今ノ山を水源とする複数の河川で土石流の発生が懸念されております。

災害、事故等に限らず、意見書に記載した住民等の皆様への不安や懸念される事項を払拭し、適切に対応するよう強く環境保全の見地から意見しており、事業実施に起因する災害・事故等が発生した場合は、事業者の責任において迅速な対応、復旧を行うことと明記しております。

仮に、事業の実施が認可され稼働が始まった場合でも、個別事項で意見書に記載された項目について事業へ反映し、もし環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業を中断して見直しを行い、それが困難な場合は、事業の中止を含めた検討を求めるとしております。当然ですが、稼働前の工事期間中も同様の考えをしております。

事業者からは、先に答弁いたしました但し、災害や事故の原因が風力発電施設建設に起因するものであれば、事業者責任において対応、復旧等を行うことを確認しております。

市が関与する法規制等がないのが現実であります。市は事業計画を監視する立場であるという基本認識のもとで、法令遵守はもとより、事業計画を無視した事案が確認された場合などは、必要に応じて強く各種要請を行うなど事業者には対応する所存でございます。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） この事業に起因する災害等については事業者の責任だという確認をしているということですね。それから、環境への影響を回避、低減できなければ見直しを求めると、先ほど言ってその立場ですね、そういうことでいいんですよね、市は。そういう立場で対応するということですね。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 今答弁したとおりでございます。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 理解します。

この意見書などを資料にしました2回目の審査会の議事録が出ています。県のホームページ

に出ています。議事録が35ページ、資料が何と113ページあります。これを読んだら大変ですけれども、先ほど副市長が答弁した事業者の姿勢なんかも出ています。これ公開されていますが、これ読みますと、市民団体が土佐清水市で集めた8,500名の反対署名を挙げて、住民に計画への強い不安があることが委員から指摘をされて、住民の意見を聞くことや不安を取り除く計画変更などを求める意見が委員から相次いで出されております。

国と県が土砂崩れの危険区域に指定をしています今ノ山周辺の森林を伐採して、掘削をして、道路や風車を造るわけですから、専門家の委員の皆さんから災害のリスクを指摘する声が上がるのは、私は当然だと思います。市が提出した意見書が県の審査会の審議に非常に大きな影響を与えているというふうに私は感じたことであります。

市民課長にお尋ねします。

この意見書ですけれども、今ノ山風力発電施設の建設についての市の考え方を言わば初めて示した文書ではないかというふうに私は思います。事業者には、県の審査会で意見書の趣旨は届いていると思いますけれども、市民の皆さんには、まだ内容は知らされていないのではないのでしょうか。先ほどの吉村議員の質問でもその一言、そういうことありましたけれども、この意見書は、市民が今ノ山風力発電について考える私は格好の資料になると思います。いい資料だと思います。意見書の全文か要約版に解説をつけて、市民の皆さんにぜひ提供してもらえればと思います。

あわせて再度事業者にも、審査会の中では文書として伝わっていますけれども、市の考えをしっかりと伝えることも大事ではないかと思えます。先ほど、確認を取ったということですから、常時連絡を取り合っているのかもしれませんが、市民と事業者へのこの意見書の内容を知らせることについて、市民課長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えをいたします。

今回の風力発電事業につきましては、市が実施主体ではありませんし、許可・不許可を決定する権限団体でもございません。また、設置ありきではありませんし、積極的に本市に誘致するものでもございません。また、慎重に事業者の計画進捗状況や動向を注視しまして、必要に応じて各種要請を行うことが市の責務と捉えております。

市としましては、事業者が今後も所定の法令等を遵守して、手続をしっかりとクリアできていく可能性がある以上、それに対応して行く所存でございます。

今回の市長意見書の内容は、そのほとんどが住民等の皆様の不安や懸念されている要素を払拭していただくために、皆様の意見、思いを最大限の反映に努めておりまして、風力発電施設

ができることが、読まれる方の中にはイメージダウン、また、マイナスイメージになる可能性もございます。

知事への準備書に対する市長意見の周知につきましては、既に市のホームページでも開示しており、また、県の自然共生課のホームページでは、知事意見書の後に市長意見書を添付して開示をしております。

市長意見書につきましては、環境影響評価法に基づく環境保全の見地に特化して知事に対して具申することが法の趣旨でございますので、開示を求められれば、その都度対応はしていきたいと思っておりますが、その他の方法で周知する計画はございません。また、事業者にも定期的に面談する機会がございましたので、意見書の内容は当然伝えております。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） そうですね、開示請求があればというお話ですけれども、風力発電については、市民の間でもいろんな考え方あると思うんですよ。そのいろんな声を吸い上げて、市が一定の見解を出したわけですから、こういう手続で事業者やってねというような。それは市の方針というか、それは皆さんにやっぱり示すべきだと思いますよ。今ノ山風力発電については市はどうするの、市はどういう立ち位置なのというのは市民の中から聞こえてきますから、声が。それは私応えるべきだと思う。

そのまま全文出せないということであれば概要版でも構いませんので、市はこういう立場でこれに臨みますと、賛成、反対は語れないと思いますけれども。これ書いている内容、私まとめて市民の皆さんにお知らせしたらいいと思いますよ、広報でも何でも。これを開示請求でやらないと公開しないというのは、それは私駄目だと思う。私も開示請求二、三回やりましたが、面倒くさいです。これ市の立場なんですから、市はこういう見解を持っていますよということを知らせるべきですよ。私はそう思います。ちょっと検討してみてください、そこは。もう答弁は求めませんが、ぜひ検討していただきたいと思います。

それで、最後に副市長お尋ねします。大分時間が迫ってきましたが。

知らせる、周知するというのであれば、事業者のほうは、県の審査会で指摘をされました住民の理解を得るための今後の取組として地域協議会の設立を予定をしていますよね。議会での説明会でもありました。そのメンバーには区長、それから地域の代表、そして行政の担当課も事務局として参加することを想定しているというふうに、審査会の中ではそういう話を書かれていました。

事業者の構想する地域協議会について、副市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

事業者が自主的に設立に向け取り組んでいる地域協議会について、事業者から相談があり、担当課にて協議を行っておりますが、改めて事業者を確認したところ、以下の回答がございました。

発電所近傍地区の皆様の意見、要望、懸念をお伺いし、事業者から回答、双方で対話、協議を行うことで、相互に理解を深める機会とすることを目的に設立したいと考えているとのございます。詳細につきましては、今後調整が必要と伺っており、協議の状況をモニタリングする立場で、事務局には事業者とともに市担当にも参画を依頼し、協議会委員には市民の代表として市議会の議長ほか、近傍地区の代表として区長等に参加していただくことを考えていると伺っております。

市といたしましても、住民等の皆様には事業者に丁寧な説明を要請しており、地域協議会はその一つの取組として推進されるものと認識しております。

これまでも危惧されている要素につきましても、一定この地域協議会においても、今後、事業者と十分な意見交換を行いながら、しっかりとした議論を行い、解決していくものと思っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私、審査会の議事録で読んでお話をさせてもらっているんですけども、事業者は建設に反対をする住民の代表を地域協議会に参加させることは想定していません。委員のほうから質問が出て答えていますけれども、参加させますということは一言も言ってないです。窓口はつくりたいみたいなこと言ってますけれども。そういう、先ほどなんか双方の理解を深める場にしたいということなんですけど、その双方というのは、賛成、反対の双方のことなんじゃないかな。何かそういう回答をもろうたようですけれども、少なくとも審議会の議事録を見ますと、そういう発想は私はないというふうに読み取りました。これでは、推進派だけの立場の皆さん、協議会多様な意見を聞くというよりも、推進の立場で取組を進めるような印象を私受けましたので、これでは住民の合意と納得を得ることは、この協議会は私難しいと思います。

また事業者が、土佐清水市の市民課を地域協議会の事務局に位置づけると、そういう話もあったでしょう。それも構想しているようですけれども。私は、市が市民に軸足を置くこの意見

書の立場に立つのであれば、事業者のお先棒を担ぐようなことをしたら駄目だと思います。だから、それを毅然とした対応をしていただきたい。事務局をやるということはそれはしちや駄目だと思います。私はね。この点はちょっとお願いをしておきたいと思います。

一昨年でしたか、四万十川河川敷のメガソーラー建設を不許可にした四万十市が事業者から訴えられましたよね。ああいうように、民間の経済活動に自治体が物申したり、待ったをかけることはなかなか自治体としては勇気の要ることだと思います。しかし、それでも住民に軸足を置いて頑張っている自治体があります。

毎日新聞の12月14日付の記事ですけれども、宮城県の大崎市、鳴子温泉のあるところのようです。こけしで有名な山形県との県境のようですけれども。ここは、この地域に4つの事業者が高さ、土佐清水市と同じように200メートル級をはじめ、何と合計172基の風力発電施設の建設を予定しているということです。住民が反対をしています。署名は4,683筆とって、それから地元の観光協会も温泉地ですから反対をしている中で、何と大崎市の自治体の市長が計画反対を表明しているんですよ、市長が。そして市長は、村井宮城県知事に事業者に撤退を促す対抗策として、県独自の新税、新しい税をかけるという方式を提案したということです。知事は記者会見のときに、「我々は多くの山林を抱えていて、日本全体の脱炭素社会に大きな貢献をしているという自負がある。開発は必要ない」というふうに訴えたといえます。住民の声を受けて事業者が毅然と物申す市と、それから県の首長の姿勢が功を奏したのでしょうか、年明けに、この1月ですけれども事業者が、地域の声など総合的に判断したとして、何と準備書を取り下げているんですよ。土佐清水市と同じ準備書です。もう準備書までいけばなかなか難しいかなというのは一般的ですけれども、取下げをしているんですね、一事業者が。自治体には、先ほど課長のほうからも話がありましたけれども、民間の経済活動を止める権限はありませんよね。けれども、やはり住民の声を背にした自治体の力というのは大きいものがあるというふうに、私この記事を読んで感じました。

本市は12月会議で、ゼロカーボンシティ宣言をしました。自治体においても気候危機打開の取組が喫緊の課題であることはもちろんですけれども、本市のかけがえのない自然に大きな負荷をかけ、貴重なエネルギー資源を株主の利益のために利用し、そして災害が起これば国に責任を転嫁する、そんな資本の身勝手さが見える風力発電施設の建設計画では、そもそも市民の理解は得られないのではないかと思います。市長、副市長をはじめ、執行部の皆さんには、ゼロカーボンに大きく貢献をしている土佐清水市の森林と自然、そしてそれらで成り立っています市民の暮らしを守るために、市の意見書の立場を堅持して、今ノ山の風力発電施設の建設問題に対応していただきますことを強くお願いしまして、次の質問に移ります。

最後は、会計年度任用職員制度についての質問です。

私は、本市に制度が導入されました3年前の12月会議で、この制度について質問をいたしました。この制度は、公務現場で働く非正規職員の処遇改善を目的に導入されたもので、一定の改善は見られましたけれども、正規職員との賃金格差や非正規の常態化などの根本的な問題は残されたままとなっています。今年は区切りの3年目ということでしょうか。

1月の27日付に高知新聞に、自治体は処遇改善を探れという見出しで、会計年度任用職員の労働条件の改善を訴える論説、これは共同通信社の編集委員の方ですけども記事を出していました。そこでは、自治体には不安定な雇用形態の会計年度任用職員、全国では62万人がいて、正規職員に比べ給料は低く、多くは年収が200万円以下の官製ワーキングプアにあるということ。これ記事が書いているんですよ、論説が。また、女性が8割近くを占めているなど、そういった実態について触れられています。

では、本市の状況どうなのかということを経務課長にお尋ねをしたいと思います。

本市の全職員数、そのうち正規職員数及び会計年度任用職員数、また会計年度任用職員数のうちフルタイムとパートタイムの職員数、そして女性の職員数についてお伺いをしたいと思います。

○議長（細川博史君） 経務課長。

（経務課長 窪内研介君自席）

○経務課長（窪内研介君） お答えいたします。

本市の職員数は435人、うち正職員271人、会計年度任用職員164人となっております。

また、会計年度任用職員については、フルタイム35人、パートタイム129人で、うち女性職員は136人、約83%であります。

以上であります。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。全職員数が435人、正規が271人、会計年度が164人、そのうちフルタイムが35人、パートが129人、女性が136人で83%のようです。

では続けて、正規職員の年平均給与及び正規職員と同じフルタイム、7時間45分で働く会計年度任用職員の年平均給与はどれくらいになるのか、経務課長にお伺いをいたします。

○議長（細川博史君） 経務課長。

（経務課長 窪内研介君自席）

○経務課長（窪内研介君） お答えいたします。

まず、職員から、一般職544万8,000円、保育職493万3,000円、介護職530万7,000円、次にフルタイムの会計年度任用職員、一般職215万4,000円、保育職268万8,000円、介護職277万6,000円となっております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。1回だけ聞いても分かりませんので、ちょっと事前に資料は頂いています。それで、一般職だけで比較しますと、年平均給与は一般職で正規職員がおおよそ545万円に対して、勤務時間一緒のフルタイムの会計年度任用職員が215万円で、これワーキングプアの200万円よりちょっと上ですけれども、正職とはおおよそ2.5倍の約330万円の賃金格差があるということです。保育・介護職でもおおよそ2倍の賃金格差となっていて、フルタイムでこれだけの格差ですから、パートタイムだとさらに時間数減りますので、さらに格差は広がるというふうに思われます。

実は3年前にも同じ質問をしています、そのときも正規職員と会計年度任用職員2倍以上の310万円の賃金格差がありました。この2倍から3倍の賃金格差は変わっていないということでもあります。

この格差について3年前に質問しましたら、副市長からこういう答弁がありました。正規職員と同じ職責や業務範囲を担う位置づけで会計年度任用職員を任用しているわけではないので、一定の差異が生じることはやむを得ないということでした。副市長、そういう答弁でしたよね。

その答弁を受けまして、私は、頭打ちとなる昇給制度の問題にも触れまして、同一労働・同一賃金に近づける努力を副市長に求めましたけれども、副市長は差異はやむなしとの認識でありましたので、それ以上の答弁は聞かれませんでした。

そこで再び、副市長、3年たってお尋ねをします。会計年度任用職員は正規職員と同じ職責・仕事を担うものとして任用していないと、行政上はそういうことなのかもしれませんけれども、実際の現場では、臨時の経験の長いベテランの会計年度任用職員が、その部署の重要な仕事を受け持ったり、若い正規職員に仕事を教えるなどの指導的役割を通常のこととして行っていると思います。とりわけ保育や介護現場では、正規であろうがなかろうが、同じ職責・仕事を担う職員として働くことになりますから、この現場の実態に基づいた同一労働・同一賃金への市の独自の取組、政策を行うべきだと私は思います。行政のたてりはそうだけれども、現場を見たときには同一労働・同一賃金に近づける努力を市がやっばすべきではないですかというふうに思うんですけれども、副市長の所見をお伺いします。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

令和4年12月23日付で総務省から発出された会計年度任用職員制度の適正な運用等について（通知）によりますと、総務省の調査において、これまで同様、おおむね制度の趣旨に沿った運用が図られているとの記述があり、適切な給与決定についての項目は、「会計年度任用職員の給与水準の決定については、引き続き地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮するとともに、地域の民間企業における同一又は類似の職種の労働者の給与水準の状況等にも十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ、適切に決定する必要があること。その際、地域の実情等には、最低賃金が含まれることに留意すること。」とあります。

このように、制度創設から3年目を迎えましたが、本市においても、おおむね制度の趣旨に沿った運用が図られていると考えております。

なお、昨年4月から出生サポート休暇である、不妊治療に係る通院等のための休暇、配偶者出産休暇、これは有給でございます、育児参加のための休暇、これも有給でございます、を新設し、従来無給であった産前・産後休暇を有給休暇とし、処遇改善も実施しております。

また、基本給に関しても昨年の人事院勧告を反映した給料表を今年4月支給分の給料から導入することとしており、一般事務職のフルタイム会計年度任用職員で、月額4,000円のプラス改定となり、2.6%の基本給の上昇、保育職のフルタイム会計年度任用職員で、月額3,000円から4,000円のプラス改定となり、2.1%の基本給の上昇、介護職のフルタイム会計年度任用職員で、月額3,000円から4,100円のプラス改定となり、2.2%程度の基本給の上昇で、処遇改善が図られる見込みとなっております。

また、パートタイムの会計年度任用職員も、同様に昨年の人事院勧告を反映した給料表を適用することとしておりますので、全ての会計年度任用職員の基本給の引上げとなり、その引上げ率もフルタイム同様でありますので、全ての会計年度任用職員の処遇改善を行う予定としております。

正職と比べて給与の差異が生じていることにつきましては、正職と全く同等の職責や業務範囲を担う位置づけとして任用しているわけではございませんので、処遇面で一定の差異が生じることはやむを得ない認識として今も思っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） もうこれで終わりますけれども、決して私は2倍、3倍も賃金格差があることは、正しく運用しているとは思わないです。

時間が来ましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（細川博史君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明3月14日午前10時に再開いたします。御苦労さまでございました。

午後 2時31分 延 会